

日本レコード協会60周年記念誌

≡≡≡ 激動と挑戦の10年 ≡≡≡




社団法人日本レコード協会



A Decade of Drastic Change 1992-2002





レコード産業はこの10年、
荒波にもまれながら、強く、たくましく
進んできました。

日本レコード協会設立60周年を記念し
この10年を振り返ります。

Contents

● 激動と挑戦の10年 ソフト産業編	4
激動するレコード産業 1992～2002年の歩みを総括	4
音楽評論家 反畑誠一氏	
アジアと日本の掛け橋に	11
財団法人音楽産業・文化振興財団	
日本ゴールドディスク大賞よ永遠に…	15
放送作家 木昱徹氏	
● 激動と挑戦の10年 デジタル技術・著作権制度編	
FOCUS レコード産業—技術革新と著作権制度改革	16
研究現場から見るデジタル時代の音楽著作権	17
青山学院大学学長 半田正夫氏	
RIAJとインターネット音楽配信	20
株式会社エスエムイー・ティーヴィー 常勤監査役 高堂 学氏	
健全に音楽を楽しむ社会へ向けて	23
弁護士 前田哲男氏	
デジタル技術の飛躍的な発展を背景に、整備されていく著作権制度	26
レコード店への導入が進む「デジタル試聴システム」	33
● 再販制度をめぐるこの10年	34
音楽用CD等再販制度問題への取り組み	34
● 音楽ギフトカードこの10年	38
● 日本のレコード産業界の歴史	39
● 数字で見るレコード産業界	52



レコード産業の10年を顧みて

レコード産業の過去10年を振り返ってみますと、他の産業とはいささか趣を異にします。

おしなべて他の産業がバブル崩壊後元気をなくしてほぼ一直線に下降線を辿り、「失われた10年」と言われたのとは対照的に、レコード産業は98年までは数多くのミリオンセラーも出て、拡大の一途を辿りました。ところが99年から一転下降に転じ、以降4年連続のマイナス成長を続けて、遂に02年のレコード販売高は10年前の水準に落ち込みました。

何故このような事態となったのでしょうか。

端的に言って、セキュリティを二の次としたデジタル・コピー技術の急速な発達と大衆化が事の真因であると思います。音楽愛好者が急減しているわけではありません。

Windows 95が発売された95年あたりを境にパソコンが一気に普及の度を高め、インターネットが大衆化する傍らパソコンを中心的なツールとしてプリンターやCD-Rが次々と低価格化して家庭内に普及し、「デジタル化されたものは何でもコピー」の時代が始まってしまいました。

これは世界的な傾向で、全世界ベースでも00年をピークとしてレコード産業が歴史上はじめてマイナス成長に転じたのです。悪魔のソフトと呼ばれたナップスターが登場したのは99年でした。

コピーライト（複製する権利）が産業成立の基盤であるレコード産業にとっては、音楽を伝えるメディアのセキュア化が産業の存続発展のための絶対的必要条件であります。この条件が満たされた上ではじめて、時代の心が求めている新しい音楽および音楽家を絶えることなく世に送り出す創造的な力、これが発展のための充分条件となりえます。

守りと攻めという戦いの2側面に似たこの2つの条件の達成如何が、今後10年のレコード産業の、ひいては音楽文化全般の盛衰を左右するでしょう。

戦いは続きます。

社団法人レコード協会
会長 富塚 勇

1992年～2002年の歩みを総括



レコード産業は、TVドラマやCMとのタイアップでメガヒットを続出した90年代前半から、音楽配信や次世代メディアの開発・導入、アジアを中心とした海外への展開など、激動の時代を歩んでいます。

ここでは、ソフト産業としてみたレコード産業のこの10年について、音楽評論家の反畑誠一氏にお話しいただきました。

激変するレコード産業

レコードの世界的な売上げ減少

最新の統計調査から激動の実態の一端を説明しましょう。IFPI（国際レコード産業連盟）が02年10月10日、02年上半年における全世界の音楽ソフト（音楽録音物）の売上額が前年比9.2%減少し、枚数ベースでは11.2%のマイナスになっている、とする統計調査の結果を発表しました。

発表によると、そのうち、CDアルバムの減少率が7%となっているほか、シングルに至っては17%、カセットは31%と激減しているというのです。原因については、世界的な経済不況そのものや、DVDや携帯電話、ゲームなど、他の娯楽商品との競争と並んで、やはり（多くの場合違法な）無料で音楽を手に入れる手段の普及が挙げられています。

特に北米や日本、西欧の一部ではインターネットでのファイル交換、CD-R/RWコピーが音楽ソフトの売上げに大きな影響を与えているのです。事実、このIFPIの統計によりますと、アメリカでの売上高は6.8%の減少、日本も同様で、14.2%の減少であったと報告されてい

ます。予測された事態とはいえ、放置できない状況にあります。

タイアップというメガヒットの方程式が成立

まずミリオンセラー、ダブルミリオン、さらにはメガヒットが生まれた90年代のヒット現象を再現してみましょ。CD（コンパクトディスク）が開発、製品化され、オーディオの世界を一変させてから10年が経った92年、わが国の音楽市場に飛躍的なヒット現象が生まれました。まず前年1月～3月にかけて放送されたドラマ「東京ラブストーリー」（江口洋介、鈴木保奈美、織田裕二主演、フジテレビ系）の主題歌「ラブ・ストーリーは突然に」（小田和正）が爆発的ヒット曲になったのです。柴門ふみ原作・坂元裕二脚本によるこの「月曜9時」ドラマは、10～20代の女性ファンを中心に人気を集めて、流行を発信するトレンドドラマとして社会現象にもなりました。

劇画誌に連載された話題作のテレビドラマ化で高視聴率をあげ、さらにその主題歌も同時進行形でCD発売される。こ



音楽評論家
反畑誠一氏

れが超ミリオンセラーとなって、“タイアップ”という名のメガヒットの方程式が生まれたのです。この突起したヒット現象は、同年7月～9月にかけて12回にわたって放送された“月9（げつく）ドラマ”「101回目のプロポーズ」（浅野温子、武田鉄矢主演、フジテレビ系）の主題歌「SAY YES」（CHAGE & ASKA）も、やはり250万枚に達するメガヒット作品になり、レコード市場は80年代には予測できなかったような有望ビジネスへと変わっていったのです。

超ヒット作品を作詞、作曲し自ら歌った小田和正とCHAGE & ASKA。2組の活動歴には10年の開きがありますが、70年代にデビューし、フォーク&ロックを底流にしたニューミュージック系の素晴らしい実績を持つシンガー・ソングライターたちであります。その音楽活動は、それまでの歌謡曲系ヒット歌手とは違って、実演と創作を2本柱にしたテレビ界とは縁遠い存在でした。ところが、ストーリー性を重視した“純愛”をテーマにしたトレンドドラマの主題歌で、時代のニューヒーローになったのです。

この兆しは（社）日本レコード協会が主催している「日本ゴールドディスク大賞（邦楽部門）」を受賞したアーティストたちの顔ぶれを見れば一目瞭然です。

ちなみに第5回（91年）のアーティスト・オブ・ザ・イヤー受賞者は、22



「Oh! yeah! / ラブストーリーは突然に」 小田和正 (BMG)

作目にあたるCDアルバム「天国へのドア」で売上枚数200万枚を突破したシンガー・ソングライターの松任谷由実でした。続いて第6回（92年）、7回（93年）は、CHAGE & ASKAが連続して受賞しています。注目したいことは92年における彼らのシングルCDの売上枚数です。なんと390万枚台に達したのです。それまでの記録は、90年に受賞したサザンオールスターズの60万4千枚でした。作品や彼らの人気もさることながら、明らかにCD、MDプレーヤーの普及も、売上枚数を急増させた基になりました。

“団塊ジュニア”が メガヒットを支えた時代

このようなシングルヒット作品の誕生は、CDアルバムの売上げにも反映して、彼らのアルバムの売上枚数は、翌93年に入ると409万枚にも達しました。売上げが飛躍的に伸びた背景について、「日本ゴールドディスク大賞に見る日本のニューミュージック・歌謡界」によると、次のように解説されています。

『90年代におけるミリオンセラーは、ごく限られた世代によって支えられて成り立っています。この世代は、10代後半から20代前半の“団塊ジュニア”と呼ばれる約800万の人たちのことです。故にこの世代を除くほとんどの人たちは、ミリオンセラーとなったヒット曲を知らないという現象が生まれ、従来のミリオンセラーの本質的な定義が変化してしまいました。』60～70年代の国民的ヒット作品とは明らかに異なると指摘しているのです。さらに『TVとのタイアップが、今の“メガヒット”時代を到来させた最大の理由であり、90年代におけるタイアップは、ドラマの主題歌、CMのイメージソングがシングルヒット曲を生み出す構造になっています。ドラマの制作側とレコード会社が密に提携することで“テレビドラマ・主題歌+CMソング=高視聴率・高セールス”という



「天国へのドア」 松任谷由実 (TO)



『Overnight Sensation ~時代はあなたに委ねてる~』
trf (AVT)

方程式が成り立つことを狙ったのです。』と分析し、次なる市場について『音楽が映像と合体して売れていく現象、特にビデオクリップの場合は、各種の凝った技術を駆使した映像である点も、この時代らしい特徴と言えるでしょう。』と展望していました。

この映像と合体して売れて行く方程式は、東南アジア市場へも波及して、今日のJ-POP ブームの先駆けとなりました。

新しいヒーロー、ヒロインの誕生

続々とメガヒットを生む市場を支える“団塊ジュニア”たちは、ミリオンセラーが20曲以上にも達した95年へ向け、新しいヒーローやヒロインをどん欲に求めていきました。その代表的アーティストは、Mr. Children、スピッツ、B'z、DREAMS COME TRUE、福山雅治らです。彼らを作る等身大の青春像を投影した“ラブソング”は、若者たちの共感を呼びました。すでに大量生産、大量消費という市場構造ができつつあり、音楽が消耗品になりがちな時代に、恵まれた才能を活かし、20代の若さで歌詞はもちろんメロディーにも普遍性を追求した努力は、レコード産業界にとって大きな収穫でした。

アーティストにとって華やかな桜舞台であるNHK紅白歌合戦に目を転じてみましょう。95年大晦日の晴れのステージに初出場したのは9組でした。酒井法子「碧いうさぎ」、安室奈美恵「Chase the Chance」、オルケスタ・デ・ラ・ルス「サルサに国境はない」、長山洋子「鯛（ひぐらし）」、EAST END × YURI「DA・YO・NE」、シャ乱Q「ズルイ女」、福山雅治「MELODY」、TUBE「夏を待ちきれなくて」、THE BOOM「島唄」。ここで注目したいのは、第11回のアーティスト・オブ・ザ・イヤーを受賞した安室奈美恵の登場でしょう。彼女は92年、「恋のキュート・ビート」（スーパーモンキーズ）でデビューしました。

ダンスミュージック・ブームの到来

95年、96年は、trfが2年連続してアーティスト・オブ・ザ・イヤーに選ばれました。しかもシングル370万枚、アルバムにいたっては520万枚という驚異的な売上げを記録していたのです。ダンスミュージック・ブームの到来が告げられたのです。「Overnight Sensation～時代はあなたに委ねてる～」は、第37回日本レコード大賞（95年）を受賞しており、作詞・作曲した小室哲哉がヒットメーカー＆プロデューサーとして、ブームの主演に踊り出たのです。

阪神大震災、地下鉄サリン事件と衝撃的な出来事が相次いだ95年は、IT時代の到来を象徴するように、パソコン用OS、Windows 95が発売され、購入したい人たちが長蛇の列を作りました。個人用パソコンの普及は、音楽ソフト制作のデジタル化に拍車をかけ、音楽愛好者はパソコンで作曲やミキシングを手軽にできるようになったのです。翌96年には日本で初のデジタルCSテレビ（通信衛星）放送「パーフェクTV」が開業し、DVD（デジタル・バーサタイル・ディスク）プレーヤーが発売されました。

1958年生まれの小室哲哉は、DTM（Desktop Music）時代の訪れを早くから察知し、新分野の開拓と創作に取り組んでいました。彼は3歳の時にバイオリンを習い始めたのが音楽との出会いで、小学5年生の頃、母親がエレクトーンを購入。これが鍵盤楽器との出会いとなったそうです。

90年、小室がTMネットワークをTMNIに改名し、プロデューサーとしてソロ活動に入った頃、ディスコに代わる大型ライブスペースでダンス音楽を楽しむ、レイブ（ライブレボリューション）がヨーロッパで大流行し、社会現象にもなっていました。そのムーブメントにいち早く着目したエイベックスと小室がコラボレーションし、trf、globe、安室奈美恵らのヒットを続々と世に送り出していったのです。



「CAN YOU CELEBRATE?」 安室奈美恵 (AVT)

その安室奈美恵は、97年、小室作品でシングル467万7千枚の売上最高記録を樹立。アルバムもほぼ同数の425万5千枚をセールスし、第11回のアーティスト・オブ・ザ・イヤー受賞者になりました。彼女のブーツファッションは“アムラー”と呼ばれる流行語を生み出した。同時にヒットメーカー、小室ブームも猛威をふるい、ミリオンセラー16曲のうち、安室奈美恵「CAN YOU CELEBRATE?」「How to be a Girl」、華原朋美「Hate tell a lie」、globe「Wanderin' Destiny」の4曲がミリオンシングルに認定されました。

この年、小室作品と競った楽曲では、河村隆一「Glass」、KinKi Kids「硝子の少年」「愛されるより愛したい」、GLAY「HOWEVER」「口唇」、SPEED「WHITE LOVE」、T.M. Revolution「WHITE BREATH」、PUFFY「渚にまつわるエトセトラ」、B'z「FIREBALL」「Calling」、ポケットビスケッツ「Red Angel」、Mr. Children「Everything (It's you)」、Le Couple「ひだまりの詩」でした。

ビジュアル系バンドブーム、 ロックの地位を向上

ここで新たなヒーローが登場してきます。GLAYの人気と活躍ぶりです。「口唇」もミリオン寸前まで売れました。彼

らはヘアスタイルをはじめ、メイク、服装までカラフルなロックバンドとして、LUNA SEA、L'Arc~en~Cielらと共に“ビジュアル系バンドブーム”を巻き起こしたのです。彼らはテレビの音楽番組やCMにも積極的に出演したり、なかでも河村隆一はドラマに出演するなど、DVD時代を意識した活動展開をしました。特筆したいのは、大型野外コンサート(99年)の開催です。GLAYは千葉県幕張で20万人コンサートを、L'Arc~en~Cielは東京ビッグサイト駐車場、LUNA SEAも同じ場所で、さらにLUNA SEAは香港・上海公演を実現しました。その結果、GLAYは第12回(98年)のアーティスト・オブ・ザ・イヤー受賞者となりました。哀愁を帯びたメロディーラインが彼らの魅力であり、激しく進化を追求するロックをポピュラー音楽にした功績は大です。

また、デビュー7年目にして「夜空ノムコウ」で初めて157万枚*を記録した(98年) SMAPは、前年リリースの「Shake」「セロリ」「ダイナマイト」が立て続けに80万枚*前後をセールスし、音楽の分野でも国民的アイドル集団として人気を不動のものにしました。

ディーバ(歌姫)たちの出現

世紀末に差しかかった99年から00年にかけては、レコード産業界は彗星のように現われた歌姫たちの登場に沸きました。宇多田ヒカル、モーニング娘。、浜崎あゆみの登場です。まずは、98年1月、「モーニングコーヒー」でCDデビューしたモーニング娘。に登場を願いましょう。プロデューサーはつんく(当時30歳)。彼は88年に大阪で結成したバンド、シャ乱Qのボーカル兼ソングライターでした。

ちょうど“おニャン子”ブームが去って、あの「平成元年・いかすバンド天国」ブームがやってくる1年前でした。“おニャン子”も“いか天”も在京のテレビ局から発信した視聴者参加型の音楽番組で人気になりました。“おニャン子”は、



「Automatic」 宇多田ヒカル (TO)



「AVT BEST」 浜崎あゆみ (AVT)



「B'z The Best "Pleasure"」 B'z (BM)

女子高生を中心にした芸能コース課外授業のイメージ。一方「いか天」は、ライブハウスやストリートパフォーマンスに汗を流すアマチュア・バンドの登竜門的存在でした。雨後の竹の子のように続々と登場するアマチュア・バンドをターゲットに、レコード会社はビジネスを展開したのです。しかし、多くは短命で消えて行きました。

シャ乱Qはブームが去った94年に発表した6枚目のシングル「シングルベット」でブレイクのきっかけをつかみ、「ズルイ女」「いいわけ」のヒットで、バンドとしての地位を築きました。つんくは、テレビメディアがアマチュアを起用したインタラクティブ（双方向）性を持ったビジネスの方法を研究していた節がありました。バラエティー番組「ASAYAN」（テレビ東京系）で、「シャ乱Q女性ボーカリストオーディション」を実施。98年9月まずユニット名を決め、オーディション合格者としてテレビ視聴者を巻き込んだダイナミックな宣伝プロモーションを行い、メジャーデビューをさせた逸話は有名です。

その後は、アメリカンフットボールのセットチェンジを楽しむかのように自在に商品化しつつ、子供市場まで購買層を広げています。本家本元のモー娘。は、今やメンバー12人編成です。テレビ出演をメインに、キャラクター・グッズに至るまで多岐にわたるメディアミックスで、“モー娘。伝説”を作ったのです。

一般的には、音楽の流行サイクルは3年が限度とされています。「LOVEマシーン」から数えると02年が転換期になります。ジंकスを破れるかは、プロデューサー・つんくの手腕にかかっています。

次は非凡な宇多田ヒカルの衝撃的デビューでしょう。98年12月に発売されたデビューシングル「Automatic」（「time will tell」を収録）（8cm・12cm CD）とシングル「Addicted To You」（12cm CD）がたて続けにミリオンセラーになりました。CDパッケージがマキシシングルへ移行した頃です。

当時、彼女はまだ16歳でした。母親は、「圭子の夢は夜ひらく」（70年）で一世を風靡した著名な歌手・藤圭子です。世界的ブームのR&B調で、自ら書いた歌詞を幅広い音域と黒人のようなバイブレーションを使い、ニューヨーク生まれらしい英語の発音など、今までのJ-POPシンガーにはなかった魅力で音楽ファンを圧倒したのです。

さらに99年6月にリリースした初アルバム「First Love」は、853万8,465枚という驚異的な売上記録を樹立し、第14回（00年）のアーティスト・オブ・ザ・イヤ受賞者になりました。わが国の世帯数4,566万世帯という数字を基に換算すると、東南アジア地域の売上枚数を差し引いても8軒に1枚の割合で行き届いたことになります。

歌姫 宇多田ヒカルのライバル的存在として浮上してきたのが浜崎あゆみです。彼女も自ら作詞を手がけ、同世代の若者たちが彼女のメッセージに共鳴しているところが魅力で、02年10月にはシングル「**♫**」がミリオンに認定されました。すでに01年の彼女のCD売上総額が、243億8,000万円*に達しました。これは、B'zが98年に樹立した354億9,590万円*に続く歴代2位の記録です。その売上げのなかには、宇多田ヒカル「Distance」と激しいセールスバトルを展開したアルバム「**♫** BEST」も含まれています。“女子高生のカリスマ”と言われるように、新しいファッションリーダーでもあり、新しい世紀にふさわしい、02年の第16回日本ゴールドディスク大賞、アーティスト・オブ・ザ・イヤの受賞でした。

CD、シングルから アルバムの時代へ突入

CDの売上実績を基に激動の10年を振り返ってきましたが、00年度のミリオンセラー作品をシングルとアルバムに分けて検証してみると幾つかの潮流が見えてきます。



「ハッピーサマーウェディング」
モーニング娘。(EP)

対象となるシングルは12作品。女性群では、宇多田ヒカルと浜崎あゆみが2作品ずつと、倉木麻衣「Secret of my heart」、MISIA「Everything」、モーニング娘。「ハッピーサマーウェディング」。男性群では、GLAY「とまどい/SPECIAL THANKS」、慎吾ママ「慎吾ママのおはロック」、SMAP「らいおんハート」、B'z「今夜月の見える丘に」、福山雅治「桜坂」がミリオンセラーを記録しており、いずれも何らかの形でテレビ番組、CMとのタイアップ曲になっていました。

一方、アルバム部門では、26作品がリストアップされています。アーティスト名を列挙すると、aiko、Every Little Thing、KinKi Kids、小柳ゆき、椎名林檎、JUDY AND MARY、鈴木あみ、

TUBE、DREAMS COME TRUE、浜田省吾、平井堅、Mr. Children、ゆず、LOVE PSYCHEDELICO、L'Arc~en~Cielらです。アルバム時代に突入したことを表す顔ぶれです。ただし、そのうちベスト盤ないしそれに相当する作品が8枚もありました。

新人デビュー歌手の数は、92年には429組（うち再デビューは6組）もいましたが、00年は激減して、155組（うち再デビュー17組）になってしまいました。憂うべき状況になっていると思います。今日のレコード産業界には、強力な新人の出現が活性化の最重点課題であり、音楽ファンはそれを待っています。

コンピレーション・アルバムも乱発しすぎるとややもすると新人育成が後回しになったり、音楽的財産を安易に消費してしまう恐れがあります。しかしミリオンセラーになった「image」「～ザ・モスト・リラクシング～フィール」は、テレビのドキュメンタリー番組や旅行番組、CMなどで耳に馴染んだ良質のオリジナル作品を、ジャンルを越えて編集したアルバムです。ヒーリングミュージックという新しい分野を確立して、“癒し系音楽”“大人の音楽”として新たな市場を開拓できました。



「～ザ・モスト・リラクシング～フィール」
VARIOUS ARTISTS (TO)



「image」 VARIOUS ARTISTS (SME)

新世紀の日本のレコード産業

CD市場の冷え込みが加速

2001年、希望を抱いて迎えた新世紀でしたが、革新的な作品の創作が望まれたにもかかわらず、20世紀の音楽遺産の見直しが課題になりました。00年の洋楽部門で「ザ・ビートルズ1」がミリオンセラーになったシングルは、その予兆だったのかもしれませんが。何しろ100万枚台に達したのは、「Can You Keep A Secret?」「traveling」（宇多田ヒカル）、「波乗りジョニー」「白い恋人達」（桑田佳祐）、「PIECES OF A DREAM」（CHEMISTRY）、「アゲハ蝶」

（ポルノグラフィティ）の6作品だけでした。96年の23作品に比べると約4分の1に減っています。特にニューヨークの9.11事件以降、CD市場は急激に冷えてしまい、売上数は下降の一途を辿るようになりました。人間の感性は考える以上に繊細で、深層は傷つき、音楽を聞く気分になれなくなってしまったのかもしれない。

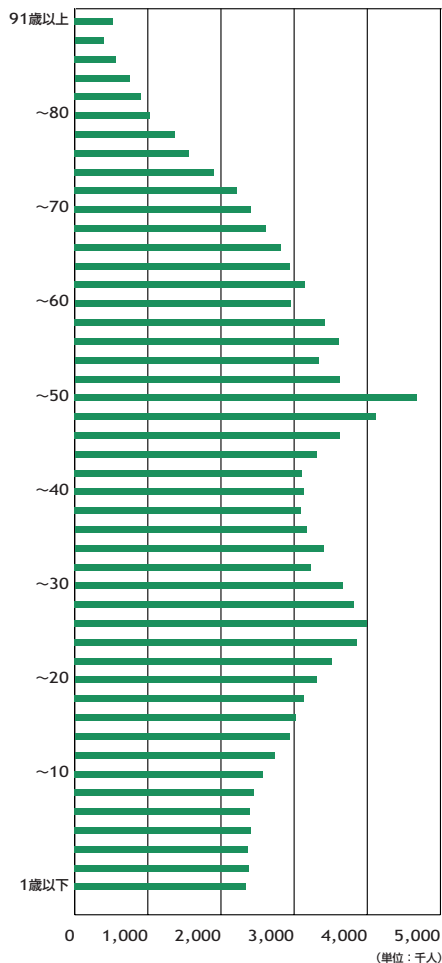
このような状況下にあっても、元気一杯に01年の音楽シーンを盛り上げてくれたアーティストを特色別に分類してみましょう。

まずは、aiko、矢井田瞳、夏川りみ、



「ザ・ビートルズ1」 ザ・ビートルズ (TO)

2000年 年齢別人口ピラミッド



総務省統計局「国勢調査報告」による。

元ちとせなどといった関西、沖縄、奄美大島出身の女性アーティストたちの活躍です。R&B、Hip Pop系では、ゴスペラーズ、CHEMISTRY、KICK THE CAN CREW、RIP SLYMEがヒットチャートの上位を賑わしました。

カバー曲ブーム、歌い継がれる和製スタンダードナンバー

不況に強いといわれたレコード産業ですが、かつての神話は通じませんでした。原因については、シングルCDの単価の問題、中古市場問題、音楽配信、MP3などノンパッケージ市場の普及、パソコンによる不正コピーなど、様々な角度から調査分析がなされていますが、決め手に欠けています。ところがリリースされた作品の特色と売行きを見ると、不況ゆえの構造問題が見えてくるような気がします。

一つはカバー曲ブームです。01年ウルフルズとRe: Japanによる「明日があるさ」や井上陽水「花の首飾り」などが呼び水となり、02年はカバーラッシュに沸きました。島谷ひとみ「亜麻色の髪の乙女」と平井堅「大きな古時計」のヒットが代表例です。「亜麻色...」は68年、グループサウンズ全盛期に男性5人組、ザ・ヴィレッジシンガーズが歌ってヒットした曲です。作詞は「ブルーライト・ヨコハマ」などを書いた橋本淳、作曲は「ドラクエ」のすぎやまこういちのコンビです。ダンスミュージックにアレンジされて甦りました。

「大きな...」は、124年前に米国で作られた曲で（日本語詞は保富康午）、NHKの「みんなのうた」での放送後、CD化されました（立川澄人が1962年に歌っているので2度目になります）。いずれも新曲に混じってCDが発売されましたが、ロングセラーになり、ミリオンセラーには届かなかったものの新風を吹き込んでくれました。J-POPが外国曲「大きな...」のように成熟し、和製のスタンダードナンバーとして歌い継がれるような作品の蓄えができた証でしょう。

二つの団塊の世代が支持するベテランアーティストの活躍

わが国の人口ピラミッドを見ると、ますます不思議な形をしてきています。第1次ベビーブームに当たる個所は、51歳~55歳の人たちが奇妙に突出しています。続いて堺屋太一さんが名づけた第2次ベビーブーム“団塊ジュニア”のところは20代の後半に差し掛かっています。第1次団塊世代は、フォーク&ロックを愛好した人たちであり、“団塊ジュニア”はメガヒットを生んだ強力なサポーターたちだったのです。したがって、この二つの世代は、音楽が大好きな世代であり、今後もかなりの購買力を期待できるはずで

す。00年のCD市場は、消費者ターゲットとしてこの二つの団塊の世代を軸に、音楽の企画・制作、商品化を望んでいることを訴えていたように思えます。まずは、まもなく発売から3年になるロングセラー記録更新中の中島みゆき「地上の星/ヘッドライト・テールライト」の存在です。アルバム「自己ベスト」で200万枚突破を記録した小田和正の着実な歩み方も貴重です。井上陽水、山下達郎、竹内まりや、桑田佳祐らの活躍ぶりなど枚挙に暇がありません。デビューから30年以上になるベテランたちが、厳しい社会情勢にもめげず、堂々と楽しそうに活動を続けているのを見逃してはなりません。

中国・東南アジア市場での展開

市場開拓という視点では、東南アジア地域のJ-POPブームに正しい認識を持つ必要があります。それには二つの方向性があります。一つは日本の楽曲、アーティストの海外への進出です。海賊盤市場だからといって侮ることはできません。台湾では、わが国と音楽著作権に関する相互管理契約が整備されたことで、音楽ビジネスが軌道に乗っています。

WTO（世界貿易機関）に加盟した中国は、市場整備に向けて真剣に取り組ん

でいます。今年は日中国交回復30周年記念にあたり、様々なジャンルから日本のアーティストが中国を訪れ、公演を行ってきました。9月23日には谷村新司、酒井法子、浜崎あゆみ、Gacktが北京工人体育場でコンサートを行いました。また10月13日、同じ会場でGLAYが3万5千人規模のコンサートを開きました。彼らは中国市場向けのベスト盤を発売し、購入者はコンサートの入場券を手に入れることができたのです。

公演に先駆けて、江沢民国家主席に表敬訪問が叶ったGLAYの存在は中国のJ-POPファンに強烈な印象与えたようです。異例づくめに思われた中国進出は、大きな風穴を開けたようです。思い起こせば、CHAGE & ASKAが「101回目のプロポーズ」というトレンドドラマと共に、日本語の主題歌「SAY YES」を携えて（それまで主題歌は現地のアーティストがアレンジして歌っていた）中国語圏に進出を試みてから来年で10周年になるのです。

新しい日韓関係への期待

サッカー・ワールドカップ2002共催で盛り上がった日韓関係。韓国に対しては“日本語全面解禁”の期待がありながら、最終回答を得られていません。近い国なのに歴史的背景を含め独特の事情が介在しているようです。改めて日本側からのアプローチが必要な時期がくるでしょう。その点では好材料があります。韓国出身のアイドルBoAの日本での成功です。今年3月に発売したアルバム「LISTEN TO MY HEART」が80万枚に達する実績をあげたことです。80年代、チョー・ヨンピル「釜山港へ帰れ」の日本国内ヒット以来の快挙で、しかもK-POPのアーティストの成功は、新しい日韓音楽ビジネスのモデルケースになればと期待されます。歌唱力のある韓国の歌手には、演歌・歌謡曲の分野での成功例はありました。ところが、00年代はポップス、ダンスミュージックの時代で

あり、シンファ（神話）など韓国の若いアーティストの日本での活躍が期待されています。

沖縄インディーズレーベルから記録的メガヒット誕生

01~02年にかけて、日本のレコード史上に残る特大ニュースが生まれました。沖縄出身の3人組モンゴル800のアルバム「MESSAGE」が、なんと大手レコード会社から発売されているアーティストを押しつけて200万枚を越すメガヒットになったのです。沖縄のインディーズ（自主制作）レーベル、HIGH WAVEから発売されたCDです。レコード産業界におけるインディーズの動きは、今に始まったことでありませんが、DTMの普及で“宅録”と言われるような狭い場所で、手軽にレコーディングできるようになり、一気にブームになりました。もともとインディーズは、ビジネススペースに拘束されるより、マイペースで自分流の音楽作りをしたいという、趣味の延長線上にあります。従って少ない制作費で仕上げたCDを欲しい人に手売りで、しかも安価で買ってもらおう程度でした。

モンゴル800の場合も、沖縄・浦添高校在学中に軽音楽部室で録音した5曲入りミニアルバム「Mongol 800 / START」が第1号だったそうです。唐草模様の手書きのジャケットが印象的で、ボーナストラックにD-Set(沖縄のライブハウス)のライブテイクが収録されていました。

販売方法は主にメンバー自身の手売りで、限定60枚ほどしか制作しなかったため、すべて完売でした。歌詞カードも手書き。今や入手不可能です。2弾目「新コメカミンA」(3曲収録)は「納豆」というタイトルの3曲入りミニアルバムとセットでした。これもメンバーがデザインした手書きの力作で、限定100枚。もちろん完売です。こちらも今や入手不可能になっています。そして00年9月、

アジアと日本の掛け橋に

財団法人音楽産業・文化振興財団(以下PROMIC)は、93年3月31日に通商産業省(現経済産業省)と文部省(現文部科学省)両省の認可を受け設立されました。日本の音楽をアジアに、そして、アジアの音楽を世界に発信するための環境整備を進め、特に日本とアジア諸国の音楽交流を積極的に推進することを目的としています。

PROMICがこれまで実施してきた主な事業を紹介します。

北京、上海、ソウルに「日本音楽情報センター」を開設

日本の音楽を聴く機会が少ない中国、韓国の音楽ファンのために、日本の音楽を自由に聞くことができる「日本音楽情報センター」を開設。現在、北京センター6,000人、上海センター1,200人、ソウルセンター2,000人を超える会員を有し、毎日多くの日本音楽のファンがこれらのセンターを利用しています。各センターで実施されている各種音楽イベントは、日本の音楽情報発信の最前線として音楽関係者から高い評価を得ています。



日本音楽情報センター(北京)

「アジア ミュージック フェスティバル」の開催

毎年、アジア諸国のアーティストを日本に招聘し、日本のアーティストとのジョイントコンサートを開催しています。このフェスティバルは、アジアと日本の音楽の交流を図る先駆的イベントとして、好評を博しています。



アジア ミュージック フェスティバル2002 JAPAN-KOREA NIGHT

その他、アジア諸国から研修生を招聘しての研修事業の実施、アジア主要都市における「日本音楽著作権セミナー」開催等の事業を推進しています。



「NEW YEAR'S CONCERT 2002」
小澤征爾&ウィーンフィルハーモニー管弦楽団 (UM)

初アルバム「GO ON AS YOU ARE」がリリースされました。翌年の春になるや全国一斉発売(2001年4月)に踏み切り、タワーレコード渋谷のインディーズチャート、HMV = J・INDIES CHARTの両方で第1位を獲得して注目を集めるようになったのです。

彼らの人気のほどを耳にしたのは、福岡のコンサートプロモーターから聞いたライブの様様でした。その直後沖縄へ行く機会があり、国際通りのショップでCDを購入しました。サウンドがシンプルで歌詞が正確に伝わってくる作品に出会いました。その後、上京してきた彼らのライブを東京渋谷のON AIR EASTで見ました。会場は超満員。新鮮で結束力も固く、ボーカルに力強さがあり、人気は本物と感じました。彼らはライブ活動を精力的にこなしながら、マイペースで音楽活動を満喫しているように見えます。Kiroroも沖縄のインディーズレーベルを経てメジャーデビューを果たしています。モンゴル800の成功は、芸能の島・沖縄の音楽制作にふさわしい風土と環境にあります。また、彼らの人柄や感性が都会の雑踏に埋没することなく純粋さを維持できたのは、インターネットというネットワークがあったからです。

新たな音楽ファンを幅広く開拓

日本ゴールドディスク大賞受賞者と作品を中心に年代を追って分析、考察してきましたが、演歌・歌謡曲が1作品も登場しないのは時代の趨勢ではないでしょうか。CD、MDの普及がもたらしたメガヒットの構図に、この分野の作品が適していなかったといえるのかも知れません。これらの作品がインターネットや音楽配信のマーケットに不向きであることは明らかです。不況で世相が暗澹としている時は、気分を昂揚するような演歌が向いているのではないかと考えてみたりするのですが、氷川きよしの歌声だけでは新しい潮流にはなり得なかったのでしょうか。

氷川きよしは02年度の日本ゴールドディスク大賞 アルバム・演歌・歌謡曲部門を、「氷川きよし・演歌名曲コレクション 大井追っかけ音次郎 ～青春編～」で受賞しています。クラシック部門では「ニューイヤー・コンサート2002」(小澤征爾&ウィーン・フィル)、ジャズ部門では「ミスティク」(小林桂)、アニメーション部門では「千と千尋の神隠し サウンドトラック」(久石譲)、純邦楽部門は「AGATSUMA」(上妻宏光)、オリジナル・サウンドトラックは「ハリー・ポッターと賢者の石」(ジョン・ウィリアムズ)といった多才で豪華な顔ぶれが受賞しました。これに企画アルバム「image 2」他1点が加わり、新たな音楽ファンを幅広く開拓するための良いモデルになるでしょう。

一方、洋楽分野も米国につぐ世界第2位の生産・販売実績を誇るわがレコード産業界にとって大切な市場です。歴代のアーティスト・オブ・ザ・イヤーを受賞した顔ぶれを見ると、日本の近代洋楽史をひもとくようにスーパースターが煌めいています。マドンナ(第1、4、5、7各回)の4度の受賞を筆頭に、ザ・ビートルズ(第2、8、15各回)、セリーヌ・ディオーン(第12~14回)の3年連続受賞。マライア・キャリー(第9、10回)らが続いています。他には、ボン・ジョヴィ、ガンズ・アンド・ローゼズ、ミー・アンド・マイ、02年はBACKSTREET BOYSが受賞しています。オーディオレコード売上金額の邦洋比は、02年10月現在で洋盤が5年ぶりに25%台に回復しています。ポール・マッカートニーを筆頭に、ジャネット・ジャクソン、プリトニー・スピアーズ、パトリシア・カースら大物の来日が市場の活性化・拡大に繋がったようです。

レコード産業再生への挑戦

CDから次世代メディアへの移行加速

歴史は繰り返されると言いますが、国産CDとCDプレーヤーが発売されてから02年10月で満20年になりました。しかし当時はアナログLP盤とカセットテープの併用がしばらく続き、貸レコード問題が浮上してきました。貸レがレコード販売に多大な影響を与え、一時は売上げが落ち込みました。CDという新商品が開発され、普及しなかったら、レコード業界はどうなっていたかと思うとぞっとします。

同じデジタル化という技術革新で課題を捉えるなら、パソコンの登場も似ているような気がします。厄介なのは、パソコンは再生機ではなく、複製が可能で、インターネットで音楽を入手できてしまうところです。つまりコピーが大量に作られてしまうところに問題があるのです。

振り返ればCDの商品化によって、10年後にメガヒットが続発するような黄金期を迎えることができました。これとて未来永劫ではなく必ず衰退期がきます。偶然かもしれませんが、CDの次世代デジタル・オーディオ&ビジュアル機器であるDVDが市販され、急速に普及しています。この商品はソフトへ信号によるコピーコントロールが可能で容量も大きく、長時間にわたって映像、音響ともにマルチで楽しめる夢の商品です。こうしたメディアに活路を見出すことで音楽ビジネスの展望が開けるのでは、と言われています。

違法コピーを防止し、 精魂を込めた価値ある音楽を発信

問題はCD-R/RWへの違法コピーです。これには学校教育の場から地道な啓発運動が必要でしょう。そこで留意しなければならないことは「音楽はタダで聴ける」という若者たちの価値観です。ハリウッド映画には入場料を払っても見た

いという欲望に駆られます。テレビドラマと同じ俳優が主演している日本映画との違いがあります。

もともと好きな音楽や価値のある芸術は、金額には関係なく、お金を払っても聴きたい、見たい魅力を持っています。今こそ音楽人が精魂を込めて作った音楽を、自らの手で誇りと自信を持って発信しなければならない時です。

それにはCCCDのようなコピーコントロール技術を施すとともに、大量生産、大量宣伝、大量消費というバブル期の夢を追いかけて、最高セールス枚数が50万枚程度だったメガヒットが無かった時代に軌道修正してみるのも一案ではないでしょうか。まして放送・通信の境界がなくなりつつある、多チャンネル・デジタル化時代の音楽文化のマネジメントは、プロモーション一つを取り上げてみても、10年前の発想では対応しきれないのは確かです。

当然のことながら、グローバル化に素早く対応でき、新たなメディアに対する権利ビジネスに精通した人材の育成が急務でしょう。デジタルからデジタルへ、技術は無限に革新されていくでしょうが、最後は人間の真心と手でアナログに変換されなければビジネスは完結しないはずで。

変革を実行し、日本の音楽を再生

02年10月、東京・渋谷を中心に開かれた「in the city japan 2002」のセッションの一つに、「新たな時代に対応する新たなビジネスプラン 起死回生のシナリオ」というテーマで行われたパネルディスカッションがありました。レコード産業が低迷を続けているなかで、音楽ビジネスに携わるレコード会社・プロダクション・プロモーターは、いかに新たな時代に対応していくかがテーマでした。(株)ソニー・コンピュータエンタテインメントの丸山茂雄取締役は、『ク



「THE JAPAN GOLD DISC AWARD 2002」
VARIOUS ARTISTS (TO)



反畑 誠一(たんばた せいいち)

音楽評論家。昭和音楽大学・昭和音楽芸術学院講師(メディア運営論、音楽ビジネス論)。(社)全国コンサートツアー事業者協会理事。日本レコード大賞諮問委員。

平成14年度文化庁舞台芸術国際フェスティバル実行委員会委員。

日本旅行作家協会会員。

上智大学文学部新聞学科卒。女性誌副編集長を経て現職に。日本のポップスを中心に、ジャンルにとらわれず幅広い視野から評論活動を精力的に展開。特にアジアの音楽市場に関する情報と分析には定評がある。ラジオ番組「反畑誠一の音楽ミュージアム」(コミュニティFM56局ネット)のパーソナリティも務めている。

リエーターが直接ユーザーに音楽を届けることが可能になった今、それと儲けをどう両立させていくかが問題』という発言で注目を集めました。

音楽ソフトビジネスは、メガヒットが生まれたことでロイヤリティ(印税)収入が利益試算の目標になった時代があります。これも音楽バブルのもとです。JASRACの02年度上半期の分配実績によると、CDの売上減は徴収・分配に大きな影を落としています。インフラの転換が急がれるテーマです。

また「日本の音楽再生10大プラン」というテーマで行われた他の部会では、『夏の野外フェスティバルの動員数を見ても音楽へのニーズまだまだ高い。もっと音楽に関心のある人を増やすためにも、それぞれが死ぬほど努力すべき。そうすれば変わってくる』と異口同音に意見が出されました。

今、手元に宇多田ヒカルが9月30日にリリースした30cmのアナログLP盤があります。12cm版のCDジャケットに慣れてしまった私たちには懐かしくもあり、改めてパッケージの迫力に魅せられました。しかも宇多田の実物大以上の顔をアップしたモノクロ写真でした。これも一つのアイデアだと思います。

さらに、新聞社から第2の宇多田を探し求める「21世紀の歌姫はだれだ!」という取材依頼が入りました。高宮マキ、MEG、MINMI、デイ・アフター・トゥモロー、星村麻衣、池田綾子ら6組のアーティスト名がリストにあげられています。宇多田ヒカル、浜崎あゆみ、倉木麻衣らの活躍で、女性ボーカリストやシンガー・ソングライターが続々とデビューし、それぞれが地位を勝ち取っています。このように新人に投資するのはレコード産業界の使命だと思います。ポジティブな企業姿勢がある限り、構造不況から脱する日はそう遠くないと期待します。02年度のセールス状況は、浜崎あゆみ「**MC**」が初めてのシングルミリオンセラーに到達しました。アルバムのミリオンヒットも前年に比べ半減し、かつてな

い厳しい市況にあることは確かです。

ちなみに02年を締めくくる「第53回NHK紅白歌合戦」に14組の初出場がありました。白組では、W-inds.、KICK THE CAN CREW、キンモクセイ、アルフレド・カセーロ&THE BOOM、ジョン健ヌツォ、BEGIN、RAG FAIRらが選ばれました。紅組からは、島谷ひとみ、鈴木慶江、中島美嘉、中島みゆき、夏川りみ、藤本美貴、BoAらジャンルは多岐にわたっており顔ぶれも多士済々です。いずれも02年のレコード産業界を賑わしてくれたアーティストたちです。さらなる活躍で業界の発展に貢献してくれるでしょう。

IFPIのジェイソン・バーマン会長は、音楽ソフトの売上額減の結果について、『失望はしたが、予測できないことではなかった。この業界は今、変革期にある。広まる一方のCD-R/RWコピーやインターネットからのダウンロードが売上げに影響を与え続けていますが、音楽が今まで以上に求められていることには疑いの余地はなく、我々のメンバーであるレコード会社各社が下半期に強力なリリースを控えていることは喜ばしい。』と述べ、下半期に相次いでリリースされるローリング・ストーンズやシャナイア・トゥエイン、コールドプレイといったアーティストの作品の売上げに期待感を示していました。

さらに、まだ小さなマーケットながら、前年比100%の増加率があったスーパー・オーディオCD、DVDオーディオの伸張についても、「期待している」と語っています。わがレコード産業界も同様でしょう。

(注: *印は、オリコンのデータに基づく)



木崎 徹(きざき とおる)

1954年東京神田生まれ。立教大学在学中より日本テレビ「11PM」「木曜スペシャル」などの演出助手を担当。その後ディレクターを経て84年放送作家に転身。

「夜のヒットスタジオ」(CX)、「FUN」(NTV)、「POP-JAM」「流行歌最前線」「アジアLIVE」「にっぽんのうた」(NHK)など数々の音楽番組の企画・構成・演出を手がける一方、ディズニー番組のスペシャリストとしても活躍。現在はラジオ復権に心血を注ぎ、本当にアーティストの為になる音楽番組作りを目指しNHKラジオ第一「音楽夢倶楽部」で構成・プロデュースを担当、また「ZACKEY」の名で番組DJやイベントの企画プロデュースも行っている。

レコード関係では97年、日本を代表する20名のアーティストが加山雄三氏の還暦祝いに贈った日本初の本格的トリビュート・アルバム「60 CANDLES」を企画・プロデュース。

以後日本の音楽界にスタンダードナンバーを作ることをライフワークに掲げ「オフコース」や「美空ひばり」のトリビュート・アルバム等を次々に発表し現在のカバーブームの先駆けとなる。「苦楽健人」の名で作詞家としても活躍中。

日本ゴールドディスク大賞よ永遠に…

放送作家(日本ゴールドディスク大賞 総合構成担当) 木崎 徹

日本ゴールドディスク大賞の総合構成を担当させていただき早9年が過ぎた。大任を受けながら、「何を言うのか」とお叱りを受けるかも知れないが、本来音楽に優劣をつける「賞」はあまり好きではなかった。なぜなら音楽とはあくまでも大衆の好みのものであり、押しつけるものではないはず。ましてや審査員が何を基準に優劣を判断するのが全くもって不可思議だったからだ。メロディラインの取り方？歌唱法？コーラス？アレンジ？楽器の使い方？何かを基準に「良」とするならば斬新なものは生まれてこなくなるはずだ。

それではなぜ日本ゴールドディスク大賞の構成を「ライフワーク」と言うほどのめり込み、引き受けているのか。それはこのイベントが「受賞式」ではなく「授賞式」であるから。レコード売上げという客観的なデータで、その年の音楽産業の発展と活性化に寄与したアーティストや作品、そして制作に携わった人々をリスペクトし顕彰するという極めてシンプルかつ純粹な「賞」であるからだ。もちろん、そこに審査員など介入するはずもない。その年音楽ファンたちに愛されたアーティストたちが一堂に会し直接お礼をのべることができる日本で唯一のステージなのだ。だからこそマライア・キャリーも来る、BACK-STREET BOYSもそして小澤征爾氏も来てくれるのだと思う。幸運なことに私が担当してからは「アーティスト・オブ・ザ・イヤー」に輝いたTRF、安室奈美恵、ミー・アンド・マイ、GLAY、B'z、宇多田ヒカル、そして浜崎あゆみ(敬称略)と言った面々が生放送で「今の気持ち」を伝えてくれた。普段は「賞レースはご遠慮します」、「テレビはあまり…」というアーティストも数多く登場しスピーチし、そしてパフォーマンスを披露してくれるのはなぜか。別に私が幸運だからではない。

音楽シーンを彩り、ひとつの時代を築いて来たアーティストに「その証」として送り続けてきた日本ゴールドディスク大賞が、16回という歳月とともに音楽に携わる人々との絆を深め、「新しい夢」となってきたからではないだろうか。

第16回日本ゴールドディスク大賞は日本レコード協会の60周年を記念するイベントでもあった。今回はその為のコーナーも披露することができた。協会の歴史は日本の音楽産業の歴史でもある。若い音楽ファンたちにも興味深く見てもらえたようだ。(もちろんNHKでなければ文化貢献のテーマなどは放送できなかったであろうが…)

そして今回何よりも素晴らしいことは、「グラミー・ノミネーツ」の日本版であるコンピレーション・アルバム「THE JAPAN GOLD DISC AWARD 2002」が製作されたことである。しかも光栄にも全社一致で私にプロデュースを一任していただいたことだ。「加山雄三トリビュート・アルバム」「美空ひばりトリビュート・アルバム」等をプロデュースしてきた実績と放送作家・演出家として日本ゴールドディスク大賞への熱い思いを評価していただいたのだと思うが感謝に堪えない。最後に一言だけ提案させていただくなら、今後はアジアのアーティストを是非、日本ゴールドディスク大賞のステージにお呼びしたらと思う。先日北京で行われた「記念中日邦交正常化30周年大型歌会」に参加して、アジアの平和と友情、そして経済発展の貢献には政治家よりもアーティストの方が遙かに大衆に影響力を持っていることを肌で感じてきた。

「賞」が嫌いだった放送作家と司会者赤坂泰彦のコンビは 日本ゴールドディスク大賞と、どこまでも付き合っていくつもり…。

FOCUS

激動と挑戦の10年 デジタル技術・著作権制度編

レコード産業－技術革新と著作権制度改革



アナログ時代からの脱皮、デジタル化、ネットワーク化の時代へ…。

この10年の音楽ビジネスを取り巻く環境は、めまぐるしい変化を遂げました。中でもデジタル技術、情報技術の進歩は、レコード産業に多くの変革と課題をもたらしています。音楽配信やDVDオーディオ、SACD等新しい時代に向けたメディアが誕生する一方、これらを利用する技術が同時に開発され、その違法利用が深刻さを増しています。

このような技術革新に伴って権利保護を充実させるため、著作権法は、時代に即した大幅な改革が進められています。

青山学院大学長の半田正夫氏、株式会社エスエムイー・ティーヴィの高堂 学氏、弁護士の前田哲男氏に、それぞれの視点から、この10年を振り返っていただきました。

Contents

- 研究現場から見るデジタル時代の音楽著作権
.....青山学院大学学長 半田正夫氏
- RIAJとインターネット音楽配信
.....株式会社エスエムイー・ティーヴィ 常勤監査役 高堂 学氏
- 健全に音楽を楽しむ社会へ向けて
.....弁護士 前田哲男氏





青山学院大学学長
半田正夫氏

研究現場から見る デジタル時代の音楽著作権

92年からの10年間で、デジタル技術、情報技術の急速な発展に伴って著作権法の改革が大幅に進みました。アナログ時代からの脱皮が図られ、デジタル化、ネットワーク化の時代に対応する新しい著作権法が模索された時代であったとも言えます。

この急速な変化の時代に、日本レコード協会では、著作権に対する意識の啓発を図り、次代を担う人材を育成するために、創立50周年記念事業として大学への寄附講座を実施してきました。

青山学院大学で寄附講座を主宰し、その後も引き続き寄附講座ゼミをご担当いただく半田正夫学長に、この10年を振り返って、寄附講座の成果を中心に著作権の変遷、著作権意識の変化などを多角的に語っていただきました。

ーはじめに寄附講座の内容とその展開を、印象的な思い出とともに語っていただけますか。

半田氏 91年に、日本レコード協会から創立50周年記念事業として著作権講座を寄附しようという打診がありました。非常に有難いことと受けとめてお引き受けし、92年からスタートしました。私は常々、学外の多彩な専門家の方を呼び寄せて講義をしてもらい、学内に新たな風を吹き込むことで、学生にも他の先生方にも大きなインパクトを与える講座を持ちたいという構想を抱いていました。寄附講座を活用してこの夢を実現しようと思いました。初年度は「レコードと法」、2年目は少し範囲を広げて「音楽と法」、3年目は「メディア文化と法」、4年目に「情報化社会と法」、最後の5年目は「マルチメディアと法」というタイトルで進めました。

最初の「レコードと法」の時に、プログラムの骨格を組みました。年間のテーマに沿って、レコードの発達史に始まり、創作に携わる人の苦労話、さらに著作権及びその他の法律とレコードとの関わりを背景的にアレンジする、というかたちで構成したのです。講師をお願いするの

はお忙しい方々ばかり。来ていただけるとかもわからない状態でのスタートでしたが、非常にうまくいきました。全く知らない方をお願いする場合でも、ほとんど断われず、二つ返事で引き受けていただけました。急に都合が悪くなり、代替講師を手配しなければならないのでは、という心配もありましたが、結果的にはそうしたケースもほとんどなく、大過なくやれたと思っています。

「レコードと法」の講義が始まった初日に、前例がないほど学生が大挙して押し寄せ、かなり評判を呼びました。NHKが取材に来て朝のニュースに流れたくらいです。一番最初の講師は、長くNHKで仕事をされた近代芸能史研究家の倉田喜弘さん。レコードの登場と音楽著作権の確立というテーマで話をされ、ご自身所有の昔のレコードを持ち込まれて学生に試聴してもらうなど興味深い内容で、他のメディアにも取り上げられました。一年間の講義で人気確立し、2年目には人が殺到したため、先着200名にしました。すると早朝から門の外まで希望者が並び、受付を開始すると、9時開始なのに9時にはもう締め切ってしまう状況でした。3年目からは抽選制にするなど大変でしたが、凄い評判だった

わけです。その噂を聞き、高校生がこの講義を受講したくて青山学院大学を志望した、という話もあります。

5年間で延べ人数にして100名以上の非常に多彩な方々に講義していただきました。ユニークなところでは三木たかしさんやソプラノ歌手の秋山恵美子さん。歌も披露してくださいました。声楽家の岡村喬生さん、歌手協会の会長を務めておられる田端義夫さんなどにも個性なお話をいただきました。また「マルチメディアと法」をタイトルとした96年には、冒頭でコンピュータの発達史やインターネットとは何かを掘り下げようと考え、東京大学の石田晴久教授（大型計算機センター）、西垣通教授（社会科学研究所）、慶応義塾大学環境情報学部の村井純助教授というこの分野をリードする研究者3名に、3週連続で話していただきました。これは最高水準の貴重な講義となり、実に印象的でした。もう一人忘れられないのは講談師の悟道軒圓玉さん。事故で半ば脳死状態になり奇跡的に回復して、講談師として復活するために並でない苦勞をされたことを切々と語られて感動を呼びました。

5年間続けた講義はすべて活字に起こして5冊の本にしました。さまざまな場所で多数の研究者に利用される、かなり貴重な資料になっています。今見ても世の中の動向を踏まえた、その時その時の記録になっていると思います。

—その後、寄附講座はゼミに変わりましたが、どういう活動をされていますか。

半田氏 ゼミでは、通常卒論を書きますが、それとは違うかたちのあるものを残そうと、ゼミ生に本を作ってもらおうことを考えました。もともとは大学祭で、学問的なものをやるうという気運が高まり、著作権ゼミで「本物と偽物」をテーマにいろいろな展示を行ったりしたのが原点です。何年も続けるうちに多数のお客様を集めるようになったため、アンケート調査を行うようになり、それをゼミ

で研究素材に活用し始めました。そして、そのデータをもとに本を作ってはどうかという企画に発展していったのです。ゼミ生はものを書いた経験がないため、随分心配しました。しかも著作権の本を書くのですから、盗作は困ります。多数の資料を咀嚼して、自分のイメージでオリジナルの文章を書いてほしいと口を酸っぱくして言い続け、一年がかりで制作しました。恐る恐る出してみたら、専門家の方々からの評判も非常に良くて、よくやったなと思いました。ゼミでここまでできるのか、という素晴らしいお褒めの言葉を全国のいろんな先生方からいただき、非常に意義があったと感じています。

—この10年間、技術的にも著作権法制にも多様な変化がありましたが、指導されている学生を含めて、著作権への意識の変化をどうお感じになりますか。

半田氏 インターネット時代に入り、著作権を勉強している学生は、自分でもコンピュータやインターネットを活用しているせいか、かなり著作権意識は高いですね。技術についても詳しく、学生と議論して私の方がついていけなくなるくらいです。

またゼミで行う中学生、高校生、大学生にターゲットを絞った著作権意識のアンケート調査の結果を見ますと、大学生よりも中学生の方が著作権意識がかなりあります。著作権を知り、極めて重要なものであるということは認識されていますね。一昔前はそもそも著作権の“著”の字も知らない人がほとんどでした。最近はそのような認識はある。ただ権利処理の仕方までは浸透していません。だからつつい無断でやってしまうケースが出てきます。03年度からは、高校で情報科目が必修になり、その中で必ず著作権を尊重しなければならないことが明記されますので、今後もっと著作権を尊重する考えは浸透していくと思います。



「メディア文化と法」(1994年度)
「情報化社会と法」(1995年度)
「マルチメディアと法」(1996年度)

—ほとんど毎年のように著作権法の改正が行われ、審議会でもさまざまな検討がなされています。直接こういった審議に携わり、先生はどういう感想をお持ちですか。

半田氏 アナログ時代からデジタル時代になり、その変化をフォローするために、法律を頻繁に手直しする必要が見舞われたというのが現状だと思います。そして今では、いかに法を改正しても対応できない状況まで来ています。私は、そもそもボタンの掛け違いがあったのではという気がします。著作権法30条で私的使用のための複製が自由であるとしたことが、大きな病巣を作ったと思います。複製は、たとえ一部でも他者の作ったものですから、無断で使ってはいけなく、必ず対価を払うべきであると最初から定義しておけば良かったのです。技術の進歩により、家庭内でのコピーを防ぐことは到底できませんが、違法な行為だと定義し、その教育をすることが、かなりの抑制力になると考えます。複製用の機械を販売する人は、違法行為に手を貸す犯罪者であるということも認知されますから、効果があります。

また日本も海外諸国も、著作権法はアナログ時代に作った法律です。そういう従来の法律をもとにしてデジタル向けの接木を行っても、うまく馴染まないのです。今後はアナログ著作権法とは異なる発想で、独自のデジタル著作権法を作るべきではないかと思っています。

著作権法ほど頻繁に変わる法律は他には例がありません。法的安定性という言葉がありますが、法律はいったん作った以上、本来は簡単に変更してはいけません。社会秩序を維持するためのルールですから。ルールが変わると社会は混乱するばかりですよね。そのはずですが、これ程頻繁に変わるのには、実は社会の変動がそれほど著しいことを意味します。これはまさに激動のレコード産業界・著作権界を象徴していると思います。

—最後に、これからのレコード産業界と音楽著作権の見通しについて、簡単にまとめていただけますか。

半田氏 あくまでも可能性ですが、将来的に音楽はCDなどのパッケージ型の商品から、電子配信などネットワーク型のノン・パッケージ商品として流通していく流れにあるのでは、という気もしています。その場合、ネットワーク型の権利者にとっては、ネットを通じてエンドユーザーまで誰が使っているか把握できるという利点があります。技術が進歩すればこれは可能です。すると水道・ガス代金の徴収のように、実際に使った量だけお金を払う方式に切り替えることが可能じゃないかと思っています。現状では送信時に権利処理しますが、受信時に権利処理するということです。本でもレコードでも、実際に使うエンドユーザーから、権利者が対価を受けるのが本来のかたちです。モノの流通では誰がエンドユーザーかつかめないため、出版社やレコード会社が実際に使う人を代表してお金を払うかたちで著作権制度はスタートしました。もし技術が発達して、確実に使用するユーザーを特定できるようになれば、著作権の考え方が一新されますね。私としては、実際使った人から料金をもらうようになっていくべきだと思います。



半田 正夫 (はんだ まさお)

1933年北海道生まれ。北海道大学大学院法学研究科修士課程修了。法学博士。北海道大学助手を務めた後、北海学園大学、神奈川大学、近畿大学の法学部助教授を歴任し、71年に青山学院大学法学部助教授に就任。74年同法学部教授、87年同法学部長、90年同図書館長、98年同総合研究所長を経て99年12月より青山学院大学長を務める。専門は民法、著作権法。文部科学省文化審議会著作権分科会委員、日本私立大学連盟常務理事、著作権法学会理事、日本複写権センター理事長などを兼任。



株式会社エスエムイー・ティーヴィ
常勤監査役 高堂 学氏

RIAJとインターネット音楽配信

インターネットを始めとしたITの進歩により、レコードを取り巻く環境はこの10年で大きく変化しました。日本レコード協会（RIAJ）とインターネット音楽配信について、株式会社エスエムイー・ティーヴィの高堂 学氏に10年を振り返っていただきました。

MOD=Music on Demand実験

RIAJが、一般的関心のまだ殆どなかった音楽配信の非公開実験（MOD実験）を行なったのは95年12月から翌年2月の期間でした。実験を分析した調査会社からは、音楽配信の実用化はもう暫く先だろうとの報告がされました。一番実現性の高いCATVインターネットが普及するまでは通信帯域がまだ狭く、データ量の大きい音楽配信には伝送時間がかかり過ぎるという理由でした。

この予測は、ADSLやFTTHの急激な普及と、データ圧縮技術の向上という両面からの解決を読み切れていませんでした。ただ、7年後の今、音楽配信ビジネスの本格普及が未しという点は結果的に当たっています。技術的解決のみが音楽配信普及の要因ではなく、また予想にない阻害要因も出てきたからなのでしょう。

RIAJはこの後も引き続き、インターネット時代のレコード産業の在り方を模索していくこととなります。

インターネット

インターネットは、まさにこの10年間で革命的な発展を遂げました。91年

に文字だけでなく画像も音声も参照できるシステムWWW（World Wide Web）が開発され、そのWeb情報を簡単に閲覧できるブラウザMOSAICが93年に公開されました。翌年のNetscapeブラウザや95年のWindows95の大ヒット等がインターネット時代到来を決定付けました。

国内では、95年3月にSMEが「BIG-TOP(現Sony Music Online Japan)」、その半月後に東芝EMIが「To Make It」と名づけたプロモーションサイトを開設しました。前者はサーカスの大テントの意味で、後者はEMI所在地の「溜池」をもじったようです。

各社のサイト開設が続き、先行数社が協会に働きかけて、RIAJ公式サイトを立ち上げるべくインターネット部会がスタートしました。そして97年3月、ゴールドディスク大賞発表に間に合わせ、音楽ポータルサイト「Japan-Music.or.jp」が誕生したのです。

その後、各社横断検索にポイントを置き、携帯サイトも併設した「Jmusic-Search」としてレコード業界の情報発信を担ってきましたが、各社自社サイトの発展、充実もあり、02年5月にその使命を終了しました。

ISRC (International Standard Recording Code)

ISRCは音源を録音毎に特定するための国際規格（1986年にISOが制定）で、89年に国内登録管理機関であるRIAJの運用基準が、92年にJIS規格として制定されました。デジタル時代の多様な音楽流通において、楽曲と権利情報その他諸データを連結するキーコードとして、RIAJがこの10年普及に努めてきた音源識別規格です。

ISRCをキーに、音源、静止画、文字のマルチメディア対応データベースを構築しようというのが、「総合音楽データベース開発プロジェクト」です。

また、ISRCデータベースと商品マスターを連結するレコード販売流通のためのEDI（電子データ交換）化作業も進められ、99年に発足したMINC（音楽情報ネットワーク協議会）ではJASRAC、芸団協との三者で、権利者間のEDI化が図られています。MINCのサイト「MUSIC FOREST」上では、ISRCとJASRACコードが連結されています。

総合音楽データベース

音源データを含むマルチメディア・データベースのRIAJによる構築を検討すべく、著作権隣接権審議委員会の下に作業部会が設けられたのは97年のことでした。そろそろ米国の音楽配信実験計画の情報が入り始め、国内では店頭キオスク端末への配信ビジネスやレコード店頭用デジタル試聴機の企画が持ち上がりだした時期です。

当初の構想は、音源、ジャケット写真、TEXT情報を総合的に収納できるマザーデータベースを会員社共同出資の事業会社に持たせ、将来的にはレコード各社の自社サーバとリレーショナルに接続した巨大バーチャルサーバを構築するというものでした。

このメインサーバから、放送局へ選曲用および放送用音源を、そしてレコー

ド店へ試聴機用サンプル音源を提供し、さらには有料配信音源の供給も視野に置いたものでした。供給音源に透かし技術でISRCを埋込み、協会のISRCデータベースと照合させれば、音源、著作権の管理も使用料分配データ取得も可能となります。

この頃になると、国内外で透かし技術や権利管理技術等の開発が進み、RIAJにもプレゼンテーションが相次ぐようになりました。

98年に入ると、通産省（当時）の平成10年度補正予算事業募集があり、募集テーマに適合する「総合音楽データベース・プロジェクト」は、募集サイドの期待も大きく、協会理事会承認も得て、応募に向けて作業が本格化しました。新設されたデジタル音楽情報委員会とその下のMMワーキンググループが、電通、NTTと組んで実施に当たりました。

MP3

MP3は、91年に国際規格として公開された音声圧縮フォーマットで、インターネット上で入手できる数多くの圧縮・再生等の無料ツールがあります。そのため市販CDから配信音源が容易に作成でき、個人サイトを中心にした違法配信が急増しつつありました。

98年3月、世界初のMP3用シリコンオーディオプレーヤ「mpman」が韓国メーカーから発売され、10月にはMP3プレーヤ「Rio」の米国発売に対し、RIAA（米国レコード協会）が発売差し止めの仮処分を求めて提訴する事態となりました。これらプレーヤの発売により、MP3がライフスタイルとして一般化する脅威が切実なものとなり、世界のレコード産業界は危機感を強めたのです。

各メジャーレーベル本社も音楽配信を現実的に考え始め、幾つかのレーベルは、すべての配信音源を本国のサーバで一元管理する方針（当時）を伝えてきました。つまり、かなりのシェアにあたる有料配信音源が、総合音楽データベースには載



Jmusic-Search TOPページ

らないこととなります。そこで通産サイドの内諾を得た上で、有料配信部分を除いた提案内容で応募し、98年12月に「総合音楽データベースの開発と運用システムの構築プロジェクト」は国の委託事業として採用されました。そして、00年1月、ファイルを並べると幅2mを超える報告書を以って、委託料5.6億円が支払われたのでした。

SDMI (Secure Digital Music Initiative)

RIAAは「Rio訴訟」において、一審と控訴審の何れも敗訴しました。99年6月の控訴審判決は、Rioはデジタル録音機器ではなくパソコン周辺機器であり、訴因の「オーディオ家庭内録音法」（デジタル録音に対して、一定の制約を定めた法律）違反には該当しないというものでした。

98年10月の一審で敗訴したRIAAは、上告しつつもハード機器に対するMP3規制は限界があるとみて、技術の標準化による違法配信コンテンツの利用排除を目指す、デジタル音楽の著作権保護技術標準化組織「SDMI」の結成を計画しました。98年12月、RIAA、IFPI（国際レコード産業連盟）、RIAJおよび5大メジャーレーベルは連名で、世界の家電、通信、コンピュータ業界にSDMI参加を呼びかけました。翌99年2月に第1回総会が開かれ、参加200社に及ぶ大組織で技術仕様検討が開始されたのでした。

SDMIの標準仕様では、暗号化によるコンテンツ保護に加え、違法ファイルを識別し遮断するスクリーニングと呼ぶ技術の確立を目指しました。ところが、当初予定した99年クリスマス商戦に適合プレーヤを発売するための仕様制定は間に合わず、暫定仕様をフェーズ1として7月に発行、技術完成はフェーズ2として持ち越されました。

結局、強い規制を求める音楽産業とオープン志向のIT産業との利害が相反し、フェーズ2の完成を見ないまま、01年8

月以降の会議は無期延期となっています。

さて、このフェーズ1仕様適合プレーヤの第1号が、99年12月発売のソニー・メモリースティックウォークマンであり、SDMI適合の電子透かしを配信コンテンツに埋め込んだ世界初のSDMI準拠の有料配信サイトが12月20日開始のSME Japanの「bitmusic」ということとなります。翌年4月のA V E X「@MUSIC」に続き、各社の配信サイトがオープンし始めます。

総合音楽データベースのその後

開発実証実験を終えた総合音楽データベースですが、その基本部分は、00年6月に設立されたJMD（Japan Music Data）社により継承され、試聴音源、ジャケット写真、商品データ等の販売店向け供給が行なわれています。

また、放送用音源については、デジタル化による音声放送多チャンネル化を見据え、放送局の省力化と権利保護、使用状況捕捉を合理的に解決する「放送用音源管理データベース」への転身が長期プロジェクトとして検討されています。

さらに、00年4月に設立され、レコード会社17社が資本参加した音楽配信共通プラットフォーム会社LabelGateは、総合音楽データベースの有料配信部分の共通、共有化の思想が具現化されたものとも云えるでしょう。

早い時期から、権利意識の乏しい第三者の音楽配信事業参入を危惧し、レコード産業自らの手によるビジネスとして確立させようという意向は、現在の音楽配信ビジネスの体制を見る限り、十分に達成されたといつて良いのではないのでしょうか。

また、インターネット環境におけるRIAJの役割は、ナップスターやファイルログ等の音楽産業を脅かす相手に対する訴訟への支援、違法コピー撲滅等に向けて、さらに大きくなっていることも確かでしょう。



高堂 学（こうどう まなぶ）

1948年長野生まれ。早稲田大学卒。株式会社ソニー・ミュージックコミュニケーションズ 取締役クリエイティブ部長、株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント デジタルネットワークグループ本部長を経て、現在、株式会社エスエムイー・ティーヴィ常勤監査役。日本レコード協会 ISRC専門部会委員、インターネット部会代表幹事、MM-WG代表幹事、デジタル音楽情報委員会委員などを務める。



弁護士 前田哲男氏

健全に音楽を楽しむ社会へ向けて

デジタル技術の発展は、新たなメディアの発達を促し、音楽ビジネスにも多様な成果をもたらしました。しかしその一方で、技術の悪用による違法コピー等の問題は年々深刻なものとなっています。著作権法をはじめとするさまざまな法制度は、この問題に対応するために改革が進められてきました。この10年間のデジタル技術の発展とそれに対応する法制度の整備について、日本レコード協会の顧問弁護士を務める前田哲男氏に語っていただきました。

—この10年間のデジタル技術の発達が、何をもたらしたのかで解説いただけますか。

前田氏 音楽著作権の侵害に関わるデジタル技術の発達については、2つの分野が考えられます。一つは音楽を複製する技術、もう一つが音楽をリリースする技術です。この10年の間に両分野はそれぞれ飛躍的に発達しました。複製技術については、家庭向けCD-Rドライブの登場が非常に大きな影響をもたらしました。これによって、工場や大がかりな設備がなくてもレコード会社の新製品と異なる複製物を、誰でも一個人として作成できるようになったのです。また、インターネットの登場・普及により、放送局でしかできなかったような情報発信を一個人が行えるようになりました。要するに、以前は専門の事業者しかできなかったことを、誰でも容易に実践できるようになったわけです。これはレコード産業界に極めて深刻な事態をもたらしました。かつての私的複製は零細なものでしたが、現在の私的複製は、誰でも大規模に行えるからです。元になる1枚の音楽CDから、CD-Rを使って何十枚、何百枚も複製したり、権利者の許可を得ずに、インターネットのホームページへ

のアップロードやファイル交換ソフトを使用して、世界中の不特定多数の人々に無料で音楽を配布するなどの不正行為が、個人の手で行われる可能性があり、また現実に起きています。一個人が、重大な著作権侵害を引き起こすことになるということは10年前には考えられなかったことで、これは大きな変化です。

—複製技術の発達に対応する法制度の整備は、どのように行われていったのでしょうか。

前田氏 やや古くなりますが、84年の著作権法改正で、個人が家庭内及び家庭内に準じる範囲で使用する目的で複製する場合であっても、店頭などに設置されたダビング機器などの複製手段を使ってはいけないことになりました。この頃にはまだ個人の複製手段は限られていたが、当時から私的な録音録画での損失に対する補償金を徴収すべきであるという意見があり、継続して議論されてきました。最終的に92年にデジタル方式による複製を補償金の対象とする「私的録音録画補償金制度」が確立され、実際に機器及びディスク/テープメーカーを通じた徴収がスタートし、年々その額は伸

びていきました。現実的な制度として軌道に乗り、権利者の損失の一部は補填されることになりました。しかし、補償金は00年をピークに減少に転じています。これは92年の制度で対応しきれなくなった新たな複製の問題が大きく影響しています。個人による複製手段が、家庭向けCD-Rドライブの登場によって大きく広がったことがその一つの理由です。

家庭内でCDから好きな音楽だけを取り出してMDに録音して楽しむなど、量的に膨大にならない、劣化が伴う複製は、権利者の利益を著しく損なうことはありません。しかし、CD-Rを使うような質的に劣らない大量複製は、レコード会社の本来のビジネスとバッティングしてしまいます。こうした複製は、私的録音録画補償金制度では十分にカバーすることができません。本来CDは商品であり、店頭で購入すべきものです。個人で簡単に複製できると、例えば一人が1枚のCDを10枚コピーして第三者に配布したならば、その分の対価を本来受けるべき権利者の利益がそれだけ減少することになります。音楽CDの購入が代替されてしまうわけです。確かにCD-Rでも音楽用のものについては私的録音補償金制度の対象とされていますが、音楽CDはパソコンデータ用のCD-Rにも複製できるため、音楽CDの複製の圧倒的多数がこちらで行われているのが現状です。このようなCD-Rは、音楽の複製にのみ使用されるわけではないという議論もあり、補償金の対象にするというきちんとした枠組みは未だ確立されていないのです。

—音楽情報を、不特定多数の人々にリリースする技術への対応はどうでしょうか。

前田氏 この分野の法的な対応は、かなり進んでおり、刑事告訴まで進んだ事例も出てきています。最も画期的な法制度改革が、97年に行われた「送信可能化権」の導入です。これは、インターネットなどで、エンドユーザーのリクエストに応じて、サーバ等にアップロードされ

たファイルがいつでも送信される状態に置くことに対する著作権等の権利を明確に認めるものです。日本における送信可能化権の導入は、非常に速く、世界初となるものでした。02年現在でも、この権利を明確に規定しているのは日本とオーストラリアだけです。著作権等に関する国際条約であるWIPO条約では、送信可能化権に相当する権利を設けるよう定めていますが、日本はこの分野で条約の形成を推進する役割を担っています。

送信可能化権の確立により、デジタル技術を使用した配信について、権利者の保護が大きく前進しました。実際に、世界に先駆けた刑事告訴も行われています。99年5月には、ホームページ上に音楽ファイルを無断でアップロードした個人を愛知県警が摘発しました。ファイル交換についても01年11月に、個人が無断でビジネス向けアプリケーションソフトやCDから録音した音楽ファイルをダウンロード可能な状態にしたケースが摘発されています。

さらに、02年5月に権利者の保護を支える法律として「プロバイダ責任制限法」が施行されました。これにより、サーバ上で権利侵害があった場合、被害を受けた対象者がプロバイダに対して発信者の個人情報を開示請求できるようになり、また、権利侵害情報の削除を求める手続も明確になりました。ブロードバンド時代を迎えて、今後適用事例が増えていくものと考えています。

—実際の刑事告訴の事例などで、印象に残っているものをあげていただけますか。

前田氏 00年1月に摘発された「メディアライフ事件」があげられます。これは99年に、ある業者がCD-Rの複製装置を販売し、書店などの店頭において、顧客が音楽CDやアプリケーションソフトの複製を行えるようにしていたというものでした。99年当時はまだこうした事件もありましたが、今後この種の事件は起こらないでしょう。CD-Rが一般化

した今では、誰もわざわざ業者に複製を依頼することはないため、ビジネスとして成立し得ないからです。私自身が携わった事件だということもありますが、この10年の飛躍的な技術革新による環境の変化がうかがえる事件として、印象に残っています。

—権利者の保護という観点からは、どういった法改正が行われたのでしょうか。

前田氏 TRIPS協定*への対応による著作権隣接権保護期間の拡大とその適用条件の変更があげられます。96年1月に施行された改正著作権法で、著作権隣接権の保護期間が50年に延ばされましたが、70年以前のレコード等に関して遡及適用されませんでした。これがTRIPS協定違反ではないかと海外から指摘を受けました。日本政府は協定違反ではないとの立場を堅持しましたが、国際協調などの観点から70年以前のレコード等にも遡って50年の保護期間を適用することとし、97年から遡及適用が開始されました。それまで駅のコンコースなどで、保護期間が満了したCDを複製し、安く販売するケースが多々ありましたが、この遡及適用によってこうした製品が市場から駆逐されるようになりました。権利者側で古くからあるCDを継続して提供し、対価を得られるという環境が整いました。例えばビートルズのCDは、この10年の間に2回もゴールドディスクに輝くなど、権利者に利益をもたらしています。こうした過去の財産で得た利益から新たな音楽文化創造へ向けての投資が行われ、音楽文化を再生産するサイクルが堅持されるわけですから意義深いものだったと言えるでしょう。

—今後どんな問題が生じ、どのような対応が必要とされるとお考えでしょうか。

前田氏 レコード会社では、音楽配信ビジネスも積極的に進めています。なかなか市場は大きくなりません。ファイル

交換等の手段を使えば、無料で音楽を手できるわけで、残念ながらそちらを選ぶ人が多いのは事実です。権利侵害を防止するためには、音源となるCDにプロテクト機能を搭載することも必要となります。02年3月から日本のレコード産業界では、音楽CDへのコピーコントロール技術の導入



CCCD推奨マーク

がスタートしました。すでにビデオ分野などでは実践されていますが、技術的保護手段を解除する機器の販売は後を絶ちません。法的には99年の著作権法改正でそうした機器の販売制限が設けられていますが、今後はこのCCCD（コピーコントロールCD）のプロテクト解除が重大な問題になっていく可能性があります。

技術それ自体は無色透明なもので、良い方向にも悪い方向にも転じます。人間社会のなかでは、技術の運用の仕方によって重大な損害が発生するケースが見られますが、それは著作権の世界で今まさに起きています。技術の悪用を防ぐ技術も重要となりますが、最も大切なのは、人々が著作権や著作権隣接権を大事にして、自分が楽しむことには、きちんと対価を払うという意識が広がることだと思います。私は、それにより、豊かな音楽文化が永続して創造される社会になっていくことを願っています。

*TRIPS協定：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)。WTO協定の附属書として知的財産権の国際保護について規定するもの。



前田 哲男 (まえだ てつお)

1961年和歌山県生まれ。84年司法試験合格。85年東京大学法学部卒。87年弁護士登録。以後、映像・レコード・ゲームソフト・ソフトウェア・書籍等の著作権法関係を中心とする法律事務に携わる。現在、文化審議会著作権分科会専門委員、早稲田大学社会人大学院非常勤講師、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会理事、不正商品対策協議会監事、社団法人映画産業団体連合会監事などを兼任。

デジタル技術の飛躍的な発展を背景に、 整備されていく著作権制度



1992年－1995年

著作権制度

著作権法による「レコード製作者の権利保護」はレコード産業にとって、その存立基盤に関わる重要なテーマです。音楽を提供する様々な技術やメディアが発展していく中で、特に私的録音録画問題への取り組みは、レコード産業の大きな懸案事項として90年代に入るまで10数年以上も論議されていました。この問題の解決に向けての取り組みは、92年12月、私的録音録画補償金制度を導入するための著作権法の一部改正が行われたことにより、ようやく前進することとなりました。この改正を受けて、すでに商品化されていたDAT（デジタル・オーディオ・テープ）、DCC（デジタル・コンパクト・カセット）^{*1}、MD（ミニ・ディスク）^{*2}に対する「私的録音補償金」の徴収と分配のため、（社）日本レコード協会（RIAJ）、（社）日本音楽著作権協会（JASRAC）、（社）日本芸能実演家団体協議会（芸団協）の権利者3団体は、デジタル方式の録音機器及びその記録媒体に係る私的録音補償金を受領し、これを分配するための管理団体「私的録音補償

金管理協会（SARAH）」を設立しました。SARAHは93年3月に設立され、改正著作権法の下で実際の私的録音補償金に関する管理業務を行うための業務規程、分配規程、補償金返還規程等を制定しました。

その後、世界貿易機関（WTO）の設立協定が94年4月に作成され、著作権分野でも新たな国際的な枠組みが形成されることになりました。これに伴い、日本では94年12月に、WTO設立協定の附属書「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の要件を満たすため、著作権法の改正が行われました。その結果、TRIPS協定に基づくレコード、実演、放送等の著作権隣接権の保護が、現行著作権法が施行された71年に遡及することとされました。WTO設立協定が95年1月1日に発効し、その翌年、96年1月1日、TRIPS協定が日本において発効しました。

一方この時期には、デジタル技術の発展に伴って、著作権制度に新たな問題が浮かび上がってきました。特に深刻なものの一つとして、CD-R（Compact Disc Recordable）問題が挙げられま

す。品質の劣化を伴わずに、CDのデータをコピーすることができるCD-Rが民生用として商品化されることが発表され、本来、著作権法によって予定されている利用範囲を逸脱するケースが増加し、ひいては、すべての音楽関連産業に多大な影響を及ぼすことへの懸念が表明されるようになりました。この事態に対応するため、94年12月、RIAJ、JAS-RAC、芸団協、(社)日本音楽事業者協会(音事協)、(社)音楽出版社協会(MPA)、(社)音楽制作者連盟(音制連)の音楽関係6団体は、「CD-R問題対策会議」を設立しました。同会議では、CD-R損害予測調査を行い、CD-R普及により、音楽ソフト購入量の約3割がコピーによって需要を満たすと予測される等の内容を盛り込んだ調査報告を95年9月にまとめました。さらにその結果に基づいて、「民生用CD-Rの取り扱いについての要望書」を作成して機器メーカーに提出し、CD-Rによって惹起される深刻な問題の可能性について理解を求めました。

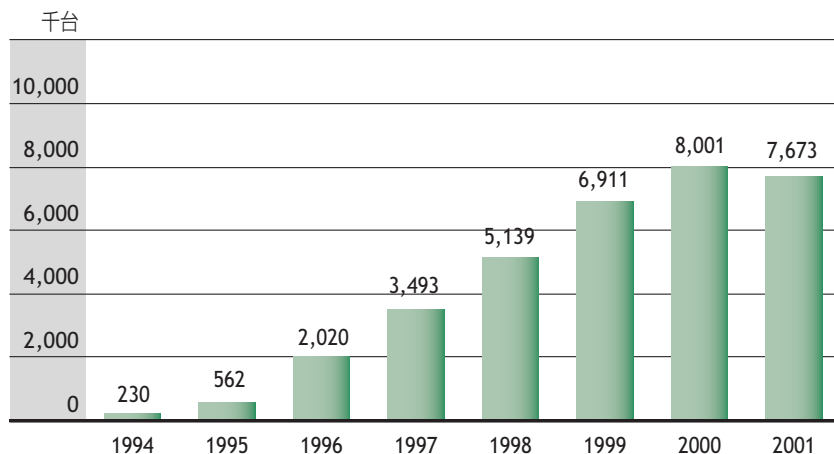
デジタル技術

92年には、オランダ・フィリップスとソニーが、相次いで次世代のデジタル・オーディオ製品としてDCCとMDのシステムを発売しました。DCCは、フィリップスと松下電器が共同開発した磁気テープによるデジタル録音メディアです。PASCという圧縮技術を使ったハイビット・デジタル・レコーディングが可能であり、既存のアナログカセットテープも再生することができます。一方、ソニーの開発したMDは、ATRACと呼ばれる圧縮方式を採用したディスクメディアで、CDよりも小型で瞬時に頭出し再生ができるという利点を備えています。



92年に発売されたMD Walkman MZ-1 (ソニー(株)提供)

MD機器国内出荷数量



出所：(社)電子情報技術産業協会 民生用電子機器データ集

92年当時は、こうした新しいデジタル・オーディオ製品の育成へ向けて、魅力的なソフトの開発が必要とされていました。そして、著作権制度面で、私的録音問題の法的な整備が進んだことにより、車の両輪として、機器メーカーとレコード産業が相互に協力して、市場全体を拡大させていくための努力が行われていました。

MDは92年の発売以降徐々に普及していましたが、95年以降関連機器の低価格化や薄型軽量タイプの登場等により、急速に市場が拡大していきました。

一方、この時期に民生用CD-Rの商品化が図られ、レコード産業、ひいては音楽文化全体にとって深刻な脅威となること、強く危惧されるようになりました。93年8月、ハードメーカー8社が連名で「民生用CD-Rの商品化」を発表しました。この民生用CD-Rの商品化については、レコード産業と機器メーカーとの間では協議がなされておらず、これは、89年に世界のレコード産業と日欧の有力家電メーカー各社との間で結ばれたアテネ合意を無視したものとなりました。アテネ合意では、CD-R等について開発の最も初期の段階から両当事者間で連絡協議することを定めていました。RIAJではIFPI(国際レコード産業連盟)及びRIAA(全米レコード協会)に報告し両団体の見解を求めました。両団体ともアテネ合意に基づくことが必要であるとの

見解を示し、早速CD-Rライセンスのフィリップスにアテネ合意の遵守を呼びかけました。CD-Rの問題点は、元のCDと全く同じ品質のコピーができるところにあり、個人録音に名を借りた違法コピーの増大や、安価な海賊版作成への使用が強く懸念されるものです。この問題はその後レコード産業を大きく悩ませるものとなっていきます。

※1 DCC(デジタル・コンパクト・カセット)：91年に松下電器とフィリップスから発表。音声圧縮伸張技術PASCを使用している。テープにより、最長120分の記録が可能

※2 MD(ミニディスク)：92年にソニーから発表。圧縮音声(ATRAC)により、74分の記録再生が可能



WIPO ロゴタイプ

※3 WIPO(世界知的所有権機関)：67年設立。WIPO加盟国は、現在179カ国で、日本は75年に加盟。74年には国連14番目の専門機関となる。本部はジュネーブ。WIPOの目的は、(1)知的所有権の世界的保護の促進 (2)各種の国際知的所有権同盟の管理上の協力確保

1996年－1997年

著作権制度

96年1月にWTOのTRIPS協定実施のため、71年以降のレコード等を保護するための改正著作権法が施行されたことに続き、96年12月にはさらに改正を加えた著作権法が公布されました。この改正は、WTO加盟国での著作権等の保護について、より国際的な調和を図っていくためのものでした。最大の検討課題は、日本及びWTO加盟国のレコード等の著作隣接権の保護を50年間遡及することでした。この改正著作権法成立までの経緯は次のようになります。

まず96年9月、著作権審議会総会は、検討を続けてきた著作権法改正に関する項目のうち、緊急を要する3項目を国会に提出することを承認しました。これを受けて、文化庁では(1)著作隣接権の遡及的保護の拡大について(2)執行・罰則規定の整備について(3)写真の保護期間の見直しについて、の3項目について法案作成に入りました。

(1)については、上記のようにWTO加盟国との調和を図り、レコード等の著作隣接権の保護を拡大するために、50年間遡及することを決めました。なお、これに伴い、旧著作権法によって保護されていた演奏歌唱・録音物の一部と、WTO加盟国のレコードや実演の一部について、権利保護が復活するものが生じました。

(2)については、著作権侵害等の罰金額の上限を「100万円以下」から「300万円以下」に引き上げる、等というものでした。

また、(3)については、これまで「公表後50年まで」とされてきた写真の著作物の保護期間を、他の著作物と同様に「著作者の死後50年まで」に延長しました。

96年12月には、世界知的所有権機関(WIPO^{※3}) 外交会議で「WIPO著作権条約」及び「WIPO実演・レコード条約」が採択され、デジタル時代における著作

権等の保護に関する国際調和がさらに進んでいく方向が明確になりました。日本は、これらの条約批准に向け、その要件を満たすために、さらに改正すべき著作権法の項目についての検討を継続的に進めていました。97年は、著作権法改正の歴史の中でも、重要な年となりました。同年6月、WIPOの両条約批准に向けた最初の改正法案が衆議院本会議で可決され、法律として成立しました。改正法案の画期的な点は、「送信可能化権」が実演家とレコード製作者に付与され、デジタル環境において、著作権者の「公衆送信権」に匹敵する権利として新たに確立されたことです。これにより、急速に成長してきたインターネットを代表とするインタラクティブ送信ネットワーク上での法的な基盤が大きく改善されました。これは世界に先駆けて導入された権利であり、その後のIT(情報技術)の進展によって生じる多様な問題に対しても有効に機能するものとなりました。

この法改正により、有線・無線のインタラクティブ送信が「自動公衆送信」として定義されました。これは情報を入手するためにネットワーク等にアクセスする必要がある送信形態を示すもので、「インターネット放送」と呼ばれるサービス等も自動公衆送信に含まれます。

この改正によって、「送信可能化」は、ネットワーク接続とサーバ等への情報の入力・記録のいずれが先であっても「自動公衆送信ができる状態にする行為をいう」と定義付けられました。なお、送信可能化の行為主体は、ネットワーク等に著作物等の情報をアップロードした者とされています。WIPOの両条約を日本が批准するためにはさらなる著作権法の改正が必要とされており、そのために「技術的手段に関する義務(コピー・コントロール技術の迂回の禁止)」、「権利管理信号に関する義務(当該情報の除去、改ざん等の禁止)」について、著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループが具体的な検討を行う等、法制

音楽関係10団体、カラオケ教室向け啓蒙活動を実施

90年代に入ってカラオケ教室では、市販のCDやミュージック・テープから権利者に無断で録音したと思われるカセットテープを歌唱指導用テープとして生徒に販売したり、教室で使用したりするケースが全国的に広がり、レコード産業で大きな問題となっていました。権利者であるJASRAC、芸団協、RIAJでは一体になって啓発チラシの作成、メディアへの意見広告等による啓発活動に取り組んでいましたが、より効果的な施策の必要性が認識されるようになりました。

それを踏まえ、音楽関係10団体は、97年5月に「カラオケ教室不法録音物対策委員会(カラオケ対策委員会)」を発足させ、その実行委員会を通じて啓発活動の内容や実態調査の進め方等を具体化し、実践していくこととなりました。

啓発活動の一環として、97年8月の全国展開に先駆けて「著作権法講習会」を開催。カラオケ教室講師を集めて状況説明や実態改善の訴求に努めました。また97年10月からは、著作権の基本的なルールを広く国民に理解してもらいたいという意図で、カラオケ教室経営者及び講師、生徒・一般大衆に向けてリーフレットを作成し、配布しています。



カラオケ教室向け不法録音撲滅キャンペーン用リーフレット

化へ向けた努力が、改正法案成立後も続けられました。

デジタル技術

96年に入るとフィリップスとソニーが、音楽データとコンピュータ・データを1枚のディスクに記録できるエンハンスドCDフォーマットの1つである「CD EXTRA」を発表しました。CDは、82年に音楽用として発売されるようになって以来、機能や性能を充実させながら多様な技術形態が生み出され、普及・発展を遂げてきました。CDはデジタル方式で記録・再生されるため、音楽だけでなく、映像や各種データ等の信号の記録が容易に行えます。その特徴を生かし、「CDファミリー」として、多様な商品展開が図られてきたのです。一般的な音楽CDに使用される「CD-DA（コンパクト・ディスク・デジタル・オーディオ）」規格と、コンピュータ・データ用に使われる「CD-ROM（コンパクト・ディスク・リード・オンリー・メモリー）」規格の2つを基本に、さまざまな規格が生み出されてきました。CD-DAからは、サブコード領域（音楽以外の制御情報等を記録する補助領域）を利用してグラフィック情報をカバーする「CD-G（CD

グラフィックス）」、テキスト情報を記録できる「CD-TEXT」の各規格へと展開されてきました。また、CD-ROMから派生した規格では、CD-ROMにインタラクティブ性を加えた「CD-I（CDインタラクティブ）」、デジタル動画を扱う「ビデオCD」、CD-ROM規格を拡張した「CD-ROM XA」があります。一方、新たに発表されたCD EXTRAは、ディスクの内周部分にCD-DAの音楽データを、外周部分にCD-ROM XAデータを配したもので、音楽部分は一般のCDプレーヤで再生でき、ROMデータ部分はパソコンでの利用を通じて文字や動画等の再生ができ、かつインタラクティブ性も備えています。付加価値のついた新しい音楽CDとしてマーケットの拡大に貢献するものと、大きな期待がかけられました。

96年は、もう一つの大きな技術が、市場にその姿を現した年でもありました。LD^{*4}に続く次世代の大容量記録メディアとして注目を集めるDVDの映像規格である、DVDビデオ^{*5}のハードとソフトが、11月に発売されたのです。

^{*4} LD（レーザーディスク）：81年発表。映像はアナログFM変調信号、音声はデジタル信号を記録できるビデオディスク

^{*5} DVD-Video：96年にDVD アライアンス（現DVDフォーラム）から発表されたDVDのビデオ規格。MPEG-1及びMPEG-2映像、音声はリニアPCM、ドルビーデジタル等が用意され、48kHz、16bitのリニアPCMで最大8chが収録可能。12cm片面単層ディスクの記録容量は4.7Gバイト、12cm両面二層ディスクで、17.08Gバイト。切替音声トラック数は、最大8トラック、サブタイトル（字幕）は最大32、マルチアングルは最大9アングルの収録が可能

CD商品の関連図

シングルセッション

オーディオCD [CD-DA (Digital Audio)]

フィリップスとソニーから81年に発表された音楽用CDの規格（通称：レッドブック）、リニアPCM16bit、44.1kHz、2チャンネル、直径12cm

- **CD-G [Graphics]**
85年、音楽用CDのサブコード領域に静止画像を記録できる規格、主にカラオケに用いられる
- **CD-テキスト [CD-TEXT]**
音楽用CDのサブコード領域にアルバム名、曲名、アーティスト名等の文字情報を記録する規格、96年に発表
- **CDシングル [8cm CD]**
8cmCDの規格、86年に制定

CD-ROM

CDにコンピュータデータを記録するために制定された規格。85年制定（通称：イエローブック）。記録容量640Mバイト

- **CD-I [Interactive]**
86年制定（通称：グリーンブック）、アプリケーションソフト、静止画像、圧縮音声等を統合したマルチメディア規格、後に動画画像も規格化
- **CD-V**
87年制定、LDのアナログ映像5分とオーディオCDの音声20分の収録が可能
- **CD-ROM XA**
88年制定。CD-Iで提案されたマルチメディアシステムを既存のパーソナルコンピュータでも実現できるように、Philips、ソニー、Microsoftによって提案された規格
- **ビデオCD**
93年制定（通称：ホワイトブック）。74分のMPEG-1動画画像と音声を記録できる。カラオケCD規格から発展

マルチセッション

CDエクストラ [CD-EXTRA]

95年に制定。通称：ブルーブック、ディスクの内周部（第1セッション）に音楽CDを記録し、外周部（第2セッション）にコンピュータデータ（CD-ROM XA）を記録するもの



CDエクストラ マーケティングロゴ

1998年－1999年

著作権制度

日本で著作権法が制定施行されたのは1899年（明治32年）。1999年で100年目を迎えました。文化庁では、99年に著作権法100周年記念事業を実施するために、98年7月にRIAJを含めた著作権に関連する団体や個人との連携を図り、「著作権法百年記念会」を発足させました。設立の趣旨は、日本文化の創造と発展を支える著作権制度の100年の歩みを振り返ってその成果に感謝し、次世代の著作権制度のあり方を展望しながら、関係者の総意としてその前進へ向けて決意を新たにしようというものです。99年には同会の主催により、記念祝賀会の開催、「著作権法百年記念基金」の設立、著作権フェスティバル開催、作文コンクールの実施等さまざまな記念事業が行われました。

この記念すべき99年には、著作権法制上、大きな進展がありました。同年6月、懸案であったWIPO条約の批准に向けた著作権法の改正が行われたのです。

この改正は次の5つの項目にわたるものとなりました。

1. 技術的保護手段の回避に対する規制

権利者がコピー・コントロールのために講じた技術的保護手段を回避する専用装置、及び専用プログラムの複製物の譲渡、貸与や、それらの製造、輸入等が規制対象となり、罰則も設けられました。

2. 電子的権利管理情報の改変・除去等に対する規制

著作物や送信されるコンテンツ等に電磁的手段で記録された、権利者や利用許諾条件に関する情報と、これらを特定する情報とを保護するために、こうした情報の改変・除去・虚偽情報の付加等が規制されました。侵害行為に対しては民事上の差止請求権が認められるほか、刑事罰が適

用されることとされました。

3. 上映権の拡大

これまで映画にのみ認められていた上映権を、絵画、写真、文字情報等、他の著作物にも拡大し、その権利を認めたものです。

4. 譲渡権の導入

従来から規定されていた映画の「頒布権」とは異なる権利として、WIPO条約における「頒布権」を著作権法に導入するために、新たに設けられたものです。映画の頒布には貸与も含まれていますが、「譲渡」には貸与は含まれていません。権利の消尽については、国際消尽の原則が採用されています。

5. 演奏権制限に関する経過措置の廃止

著作者のレコード演奏権の権利制限を全面的に廃止し、それまで権利が及ばなかったレコードの演奏使用に対して権利を認めたものです。

以上5項目のうち、1から4までがWIPO条約の要件を満たすものとなっています。1と2は99年10月から発効し、残り3項目は00年1月から発効することとされました。

デジタル技術

デジタル技術の発展と並行して、全世界のレコード産業は、海賊版CD問題、インターネット違法配信、MP3^{*6}を利用するファイル交換、CD-R等による違法コピーの増加、デジタル放送への対応といった、多様な音楽利用方法や、権利侵害問題に直面するようになりました。

音楽パッケージメディアについては、CD以上の高音質と、より高度な著作権保護技術を採り入れたDVD-Audio^{*7}、SACD^{*8}が発売され、世界的な海賊盤問題にさらされるCDに対する解決策とし

て期待されました。

一方、インターネットを巡る問題については、MP3の著作権保護機能の欠如から、市販のCDから音楽をパソコンにコピーして、MP3で圧縮してインターネット上で配布する海賊行為が世界的に問題となりました。加えて、98年の春、フラッシュメモリ（不揮発性の半導体記憶装置）を用いた携帯型の音楽プレーヤーが韓国メーカーから発売され、米国メーカーなどもそれに追従する動きが出てきました。音楽をパソコンからプレーヤーに取り込むこの種の機器に対して、世界のレコード産業は、インターネット上の違法音楽利用を促進する懸念から、これに反発しました。そして、98年10月、RIAAは、ダイヤモンド・マルチメディア社（当時）が製造する携帯型音楽プレーヤーの頒布禁止を求めて、訴訟^{※9}を起すに至りました。

このような法的措置が取られる一方、インターネットにおける違法音楽利用の問題を技術的に解決しようとする試みも行われました。99年2月に開始されたSDMI（Secure Digital Music Initiativeの略）がそれです。RIAAを中心とする世界のレコード産業の呼びかけに対して、日米欧を中心とする民生機器メーカー、コンピュータ・メーカー（ハードおよびソフト）、半導体メーカー、通信インフラ事業者、セキュリティ技術開発企業など、約200社の企業が集まり、インターネット上やパソコンで利用されるデジタル音楽の保護技術に関する議論が行われました。

携帯型音楽プレーヤーの市場認知度が既に高まっていることを受けて、SDMIはまず、この種のプレーヤーとそれをサポートするパソコン用の音楽利用ソフトにおける保護技術の枠組み作りに着手しました。そして、約5カ月という短期の間に度重なる会議を行い、99年7月、SDMIは「SDMI Portable Device Specification, Part 1, Version 1.0」を完成させ公開しました。この規格は、プレーヤーおよびパソコン音楽ソフトが

対応すべきデジタル音楽保護の要件を規定した規格であり、それを実現するための具体的な技術の開発については、プレーヤーおよびパソコン音楽ソフトの各メーカーによる自発的取り組みに委ねられました。規定された要件に適合する製品については、共通で定められたロゴ（DMAT^{※10}ロゴ）を機器本体等に表示することができ、99年12月、このロゴを冠した初の製品である「メモリースティック・ウォークマン」がソニーから発売されました。

このSDMIの規格には、「スクリーニング」と呼ばれる新機能のアイデアが盛り込まれました。これは、権利者の許諾なくインターネット上で配信されるデジタル音楽をSDMI適合機器やパソコンソフトで自動的に識別し、それら音楽を利用させないようにするための技術です。しかし、様々な困難により、このアイデアは実現されませんでした。

この後、インターネット上の違法音楽利用の問題は、レコード産業全体に深刻な影響を与えていきます。

このような違法音楽利用の急増に対抗し、合法的なオンライン音楽市場を早期に立ち上げるべく、レコード会社自らによる有料音楽配信事業も始まりました。これらレコード会社が配信する音楽は、違法MP3配信とは異なり、先進のDRM^{※11}技術で保護されています。

99年12月、世界初のレコード会社による有料音楽配信として、ソニーミュージックは「ビットミュージック」のウェブサイトを立ち上げ、配信事業を開始しました。当時は、1曲のダウンロードにつき350円という価格が設定されていました。それに続き、エイベックスの「@MUSIC」（00年4月配信開始）など、複数のレコード会社が有料音楽配信事業に参入しました。

その後、00年4月には、ソニーのグループ企業らの提唱により、「レーベルゲート」の運営が開始されました。これは、レコード会社個々が独自の配信事業を行うことによりユーザーが感じる不便



DVD-Audio ロゴ



DMAT ロゴ

※6 MP3：MPEG Audio Layer-3の意で、映像データ圧縮方式のMPEG-1で利用される音声圧縮方式の一つ。音声データを約1/11に圧縮できる。

※7 DVD-Audio：99年にDVDフォーラムから発表されたDVDのオーディオ規格。高音質2ch（最高192kHz、24bit）及びマルチchは最大6ch（fs：48、96、44.1、88.2kHz）での収録が可能。テキストや静止画の記録も可能

※8 SACD（スーパーオーディオCD）：99年にフィリップスとソニーから発表された規格（通称：スカーレットブック）。Direct Stream Digital（DSD）という音声信号の大きさを1ビットのデジタルパルスの密度（濃淡）で表現する方式を用いたオーディオディスク。2ch及び最大6chのマルチchの収録が可能。ディスクタイプは、シングルレイヤー、デュアルレイヤー、ハイブリッド（SACD層とCD層の2層）の3タイプ。シングルレイヤー（容量4.7Gバイト）では、2chで最長109分の収録が可能。テキスト及び静止画の記録も可能

※9 リオ訴訟：この訴訟では、裁判所から頒布禁止の仮処分命令が一度出されたものの、同年10月末、RIAAの要求を退ける判決が出され、控訴審においてもRIAAの要求は退けられた（1999年6月）。最終的には、被告がSDMIへの対応を進めることにより、1999年8月に双方和解した。

※10 DMAT：Digital Music Access Technologiesの略

※11 DRM：Digital Rights Managementの略。暗号化などにより、許諾されない再生や複製からコンテンツを保護する技術の総称。

P2Pの世界的な社会問題化

P2P(インターネット上で個人と個人が無料でファイルを自由に交換できるソフト提供サービス)は、2000年代に入り重大な社会問題となっていきました。

99年に米国でサービスを開始した音楽ファイルの無料交換システム「ナップスター」は、瞬く間に多数のユーザーを獲得。権利者に無断で多数の音楽ファイルが供給されることになり、問題が深刻化しました。ナップスター社はレコード各社に訴えられ、裁判所から権利侵害ファイルの交換を可能とするサービスの停止等の命令を受けて01年7月にはサービスを停止しました。同社のサービス停止までの過程では、RIAJから会員各社に働きかけて権利侵害ファイルの削除手続きを行いました。

しかし、その後も新たなファイル交換ソフト提供サービスが出現し、音楽以外にも映像、画像、PCソフト、ゲーム等を含め、権利者に無断で行われるファイル交換が拡大し、世界的に重大な問題となっています。

日本においても01年の夏季からWinMXやファイルログ等日本語に対応したファイル交換ソフト提供サービス等の問題が顕在化したため、法的対応策を講じた結果、サービス差止め等の処分が下されました。

RIAJは、01年からインターネット上での音楽の不正使用禁止キャンペーンを展開するなど、法制面からだけでなく技術的保護手段、著作権意識の向上等、多様な訴求活動を展開しています。



音楽関係6団体によるインターネット上の音楽不正使用禁止キャンペーン

さを解消するため、共通した操作性と検索機能を提供するゲートウェイ・サイトとして設営されたもので、レコード会社10社(設立当時)の参加により開始されました。音楽は、参加する各レコード会社のサーバから配信されます。

2000年-2002年

著作権制度

2000年代に入ると、社会変化に対応していくために著作権制度改革が進められていきます。

00年5月には、視聴覚障害者への福祉という観点から、著作権法の改正が行われました。この改正では、視聴覚障害者が著作物を円滑に享受できるように、点字や音声による著作物のコピー等を行えるようにするものです。視覚障害者のためには、パソコン・ネットワークによる点字データの送信等を自由に行えるようにし、聴覚障害者のためには、パソコン・ネットワークによる放送音声の字幕送信を自由に行えるようにしています。この改正は01年1月に施行されました。

また00年11月には「著作権等管理事業法」が制定され、01年10月に施行されました。この法律は、情報技術の進展に伴い、著作物の利用が広がり、また多様化している実態を踏まえて著作権等の管理を行う事業者に対して適用されるものです。1939年に制定された「著作権に関する仲介業務に関する法律」を廃止し、これに代わる新たな法的基盤を提供するものとなっています。この法律により、著作権等の管理事業に携わる者は、文化庁の「登録」を経て委託契約約款及び使用料規程を「届出る」ことが要件とされました。

01年11月には「プロバイダ責任制限法」が成立し、02年5月から施行されています。これにより、インターネットのサーバ上に権利侵害情報が掲載された際、侵害を受けた人が直接その情報公開者に情報削除を要請することが難しい場

また、急速に拡大した携帯電話ユーザーの市場に対応するため、00年10月にDDIポケットが、01年1月にはNTTドコモがPHS電話回線網における音楽配信を開始し、多くのレコード会社がこの事業に参加しました。

合に、そのサーバを管理運営するインターネット・サービスプロバイダ(ISP)に対して、「当該侵害情報の削除通知」や「侵害者情報の開示請求」を行えるようになりました。

デジタル技術

CD-Rの普及やMP3の一般化等により、2000年代には、CD-Rによる大量のコピーやファイル交換ソフトを使った違法な音楽利用等が拡大していきました。ブロードバンド時代を迎え、その状況はますます深刻になりつつあります。そのためレコード産業では、法的な規制や著作権への意識向上のための活動に加えて、自衛手段としてのコピー・コントロール(複製制御)技術の導入に踏み切り、パソコン環境での違法な音楽利用への対策を講じるようになってきました。00年以降、



Respect Our Music キャンペーンリーフレット

欧州を中心にパソコンによるリッピングを防止する技術を施した音楽CDが試験的に発売されてきました。日本においては、02年3月から、レコード会社各社がパソコンではデジタルデータをコピーできない複製制御CD、いわゆるコピー・コントロールCD (CCCD) を発売するようになりました。RIAJでは、発売に先立ってCCCDを市場に円滑に導入していくために検討を重ねてきました。それに基づき、02年3月に消費者保護の観点からCCCDに固有な表示事項及び表示方法をまとめ、レコード会社各社が活用できる運用基準として発行しました。これは、新たに作成したCCCD推奨マークを用いて店頭でCCCDであることを明確かつ簡潔に示す表示や、コピー・コントロール及び再生制限の対象となる機器の表示、ステッカーやパッケージ内の折り込みカード等に表示する詳細な情報等をきめ細かく規定したのになっています。

またRIAJでは、02年9月から、「Respect Our Music」をキャッチフレーズとしたユーザー啓発キャンペーンをスタートしました。このキャンペーンでは、拡大するインターネット上の音楽ファイルの違法アップロードやCD-R等を用いた不正コピーについての啓発を行うとともに、CCCDへの理解を訴求しています。

レコード店への導入が進む「デジタル試聴システム」



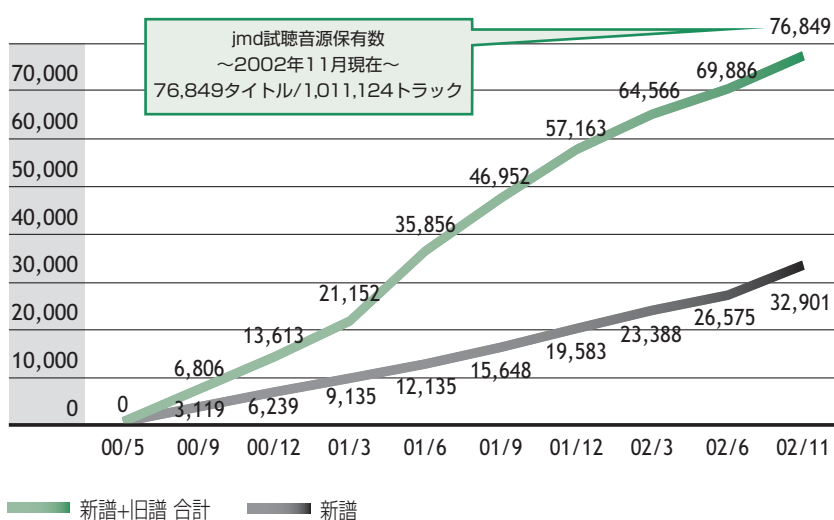
株式会社ジャパンミュージックデータ（以下jmd）は、レコード・音楽CD約7万7千タイトル・約101万曲（02年11月現在）の音源データベース（以下DB）を運用しています。このDBを活用した「デジタル試聴システム」のレコード店への導入が進んでいます。

jmdは、RIAJ加盟レコード会社の賛同・協力を得て00年6月に設立されました。事業の主な内容は、オーディオソフト等の商品カタログデータの提供、パッケージ商品の販売促進への寄与等があげられます。

同社は、00年5月から、レコード会社からの貸与サンプルを用い、試聴音源(45秒以内の楽曲)、テキスト(文字情報)、画像(ジャケット写真)のDB生成を開始し、現在では新譜のみならず、国内に流通するほとんどの旧譜についてもDBに網羅しています。

「デジタル試聴システム」により、国内に流通するほとんどの音楽CD、つまり最新のヒット曲から、ジャズ、クラシック、ワールドミュージック、民謡・童謡等あらゆるジャンルの試聴が可能となりました。また、バーコード等を利用し未開封音楽CDの試聴も可能としています。02年11月末現在、316店舗、2,478端末が稼動しています。

試聴音源データベース保有タイトル数（累計）



社会における規制緩和の流れが強まる中で、1953年に独占禁止法の改正によって認められたレコードや書籍・新聞の再販制度は、公正取引委員会によって（以下：公取委）社会の構造変化等を理由に法定再販制の見直しを行ってきました。92年4月以降、レコード協会加盟各社では、公取委からの要請を受けてレコード・音楽用CD・音楽用テープ（以下：音楽用CD等）の再販制度の弾力的な運用に取り組んでいます。本稿では、90年から今日までの再販制度問題の軌跡について紹介します。



音楽用CD等 再販制度問題への取り組み

1990-1993

**規制緩和の時代へ。
問われる再販制度のあり方**

**独禁法適用除外制度の見直しから
再販見直しへ**

再販制度見直しの動きが活発化してきたのは、臨時行政改革推進審議会（行革審）が、消費者利益の保全のために再販における適用除外制度のあり方を検討するように提言した90年4月にさかのぼります。

90年9月、公取委は私的諮問機関として「政府規制等と競争政策に関する研究会」（規制研：座長 鶴田俊正・専修大学教授）を発足しました。91年7月には、規制研が報告書を発表し、レコードについては、主に書籍との比較で多くの問題があるとして、レコード、音楽用テープ、音楽用CDの再販見直しを提言しました。当時、公取委の見解では、レコードと音楽用テープの再販は認めていましたが、音楽用CDについては市場が流動的であるなどの理由から再販が認められるかどうかは明確にされていませんでした。規制研の指摘に対して、文化庁は、同年7月に「レコード会社は増加傾向にある」「価格の同調傾向はむしろ緩和傾向にある」「消費者利益侵害が増加しているとは言えない」といった内容の意見書を提出しました。同意見書では、公取委の解釈変更でレコードを再販制度対象外とすることが、法律の授權範囲を超えるおそれがあることや、再販制度の文化的意義の議論が不十分であることなども指摘されました。同年11月には、通産省からも公取委あてに、同様の趣旨の意見書が出されました。

こうした動きの後、公聴会を開催して各界の意見を聴取した上で、92年4月に公取委は、適用除外を認める著作物の扱いを明確にするためには立法措置によることが妥当であるとの見解を示し、また音楽用CDに関しては、立法措置でその取扱いが明確にされるまでレコードに準じることとしました。そして、一部指定再販商品の再販指定取り消しと、それ以外の指定再販商品全般は98年中に見直しすると発表しました。

レコード産業界では、公取委からの再販制度運用の改善要請を受け、「2年間の時限再販制度完全導入」のほか、「廃盤セールの実施」、「多種多様な価格帯の設定」など、各社自主的に再販制度の弾力的な運用に着手しました。



第1回廃盤セール (92/11)

1994-1998/3

著作物再販制度存続への動き

規制緩和の流れに対し、 レコード再販制度の必要性を訴求

94年9月、公取委は規制研の中に「再販問題検討小委員会」（再販問題検討小委：座長 金子晃・慶應義塾大学法学部教授）を発足し、著作物再販の範囲限定・明確化に関する検討を開始しました。一方、政府は、94年11月に設置した行政改革委員会（行革委）を設置し、この中に「規制緩和小委員会」（行革規制緩和小委：座長 椎名武雄・日本IBM会長）を設け、再販制度を含めた競争政策に関して審議を開始しました。

翌95年4月、政府は、急激な円高に対応するため、規制緩和5カ年計画を3カ年計画に前倒しする閣議決定を行い、著作物についても98年3月末までにその範囲を限定し、明確化を図ることとしました。

95年7月、公取委は、再販問題検討小委が理論的側面からまとめた中間報告の中で、再販の弊害を指摘し、

国民が納得できる明確、具体的な理由が必要であり、98年3月末までに独禁法上の著作物範囲の明確化に関する具体的な結論を出すことを発表しました。さらに行革規制緩和小委も、規制維持と緩和の賛否両論を併記した「規制緩和に関する論点公開」を公表し、再販制度の原則廃止を提言しました。

これに対し、当協会を含む音楽関係10団体は、95年11月に「音楽文化懇談会」を発足し、音楽用CD等の再販存続に関する要望書を公取委他関係省庁、国会議員に提出しました。また、当協会は、各小委員会文書で指摘された項目に理論的な反論を行い、音楽用CD等の再販制度の必要性を訴えました。また同年12月には音楽議員連盟（超党派国会議員78名で構成：会長 桜内義雄衆議院議員）が緊急総会を開催し、「レコード等の再販擁護決議文」を採択して、関係議員、関係省庁へ提出しました。



音楽文化懇談会発足 (95/11)

再販擁護・存続へ向けた活動の展開

96年に入ると、再販を堅持しようという動きがさらに活発化していきます。まず96年2月、音楽文化懇談会は「再販擁護総決起大会」（1,300名参加）を開催します。関係省庁、国会議員へ大会決議文の提出と国会、官庁周辺のデモ行進を実施し、著作物再販制度の存続を強くアピールしました。また、同年6月には、音楽文化懇談会が中心となり「レコード再販廃止に対する請



再販擁護決起大会 (96/2)

願書の署名運動」を開始しました。この運動を通じて、2年足らずの間におよそ46万人の署名を集め、98年3月にはその名簿を国会に提出しています。

公取委では97年2月、規制研・再販問題検討小委に新メンバーを加え、「再販問題を検討するための政府規制等と競争政策に関する研究会」（再販検討規制研：座長 鶴田俊正・専修大学教授）と名称を改めて再スタートさせました。当協会では公正な審議を期するために、音楽関係者の参加を求めましたが、受け入れられませんでした。その一方で、97年3月には、音楽議員連盟定例総会で「音楽用CD等を含む著作物の再販売価格維持制度の撤廃に反対する再決議」が採択されました。同年5月には、法定再販の対象となっている新聞、書籍・雑誌、音楽業界による「著作物再販維持に関する関係団体懇談会」（再販懇）が発足し、当協会に事務局を置いて活動を始めました。さらに同月、文部省・文化庁と当協会を含む音楽業界14団体により「音楽文化協議会」が設立され、音楽文化の振興と、再販制度の存続を関係方面に訴えかける活動を展開していくことになりました。また同年6月には音楽議員連盟とは別に、自民党議員による「音楽文化振興議員懇談会」（音振懇：会長 島村元文部大臣）が賛同議員55名を得て設立され、音楽文化の育成や再販、著作権問題に取り組むこととなりました。



著作物の再販撤廃に反対する総決起集会 (97/11)

再販懇では、「著作物の再販撤廃に反対する総決起集会」を97年11月に開催し、約1,900名の参加を得ました。各党の有力国会議員からの賛同挨拶も得て、同決起集会の決議文「著作物の再販を守ろう！」は行革委と公取委へ提出されました。

同年11月には、音振懇が「著作物の再販制度維持緊急アピール」を採択し、12月には音楽議員連盟が臨時総会で「音楽用CD等『著作物の再販売価格維持制度』の撤廃に反対する特別決議」を採択、いずれも行革委と公取委へ提出されました。

再販制度は継続検討へ

97年12月、行革委は、行革規制緩和小委が取りまとめた「規制緩和に関する最終報告書」を内閣総理大臣へ提出しました。その中では、現行の再販制度の維持に十分な根拠はなく、著作物再販制度は、国民の議論の熟成を踏まえて適切な措置を講ずるべきとされました。一方、公取委・規制研では98年1月、著作物の再販問題について各業界並びに文化庁、専門家等の意見を踏まえ、競争政策の観点からは基本的に廃止すべきだが、文化的、公共的な観点から配慮する必要がある、関係業界で弊害の是正に取り組むべきとする最終報告書をまとめ、提言・公表しました。

98年3月、政府は「規制緩和3カ年計画」を閣議決定し、著作物再販については、制度を維持すべき特別な理由が必要であり、議論を深めて適切な措置を講ずるものとし、現行制度のもとでの弊害は、消費者保護の観点から迅速かつ的確に是正を図ることとしました。同月、公取委では、この閣議決定や、規制研の提言及び行革委最終意見を踏まえて、「著作物再販制度の取扱いについて」を公表しました。そのなかでは、「(中略)本来的な対応とはいえないものの文化の振興・普及と関係する面もあるとの指摘もあり、これを廃止した場合の影響について配慮と検討を行う必要があると考えられる。したがって、この点も含め著作物再販制度について引き続き検討を行うこととし、一定期間終了後に制度自体の存廃についての結論を得るのが適当であると考えられる」と述べ、再販制度の維持存続を、事実上継続的な検討課題としました。

こうした動きを受けて、レコード協会会員各社は、1) 時限再販の期間の短縮 2) 一部非再販商品の発売 3)

返品・廃盤商品の値引きセール 4) 時限再販期間経過商品のセールの実施など、再販制度の弾力的な運用をさらに推進させることになりました。



再販擁護キャンペーンリーフレット (97/10)

「著作物再販制度の取扱いについて」の検討結果を公表、最終的には「当面同制度を存置することが相当である」との結論が出されました。その上で、関係業界には、現行制度のもとで可能な限り運用の弾力化等の取り組みを進め、消費者利益の向上が図られるよう、非再販商品の発行・流通の拡大、各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の取り組みを強化するよう提案しました。

これを受けて、レコード協会会員各社は、以下の6項目の運用施策の積極的な実施を、継続的に推進しています。

- 1) 時限再販、部分再販等再販制度の運用の弾力化
- 2) 各種割引制度の導入等価格設定の多様化
- 3) 再販制度の利用・態様についての発行者の自主性の確保
- 4) サービス券の提供等小売業者等の消費者に対する販売促進手段の確保
- 5) 通信販売、直販等流通ルートが多様化及びこれに対応した価格設定の多様化
- 6) 円滑・合理的な流通を図るための取引関係の明確化、透明化その他取引慣行上の弊害の是正

今後も、当協会加盟各社は、音楽用CD等著作物の再販制度の維持について国民の皆様から理解を得られるよう、消費者利益の向上をめざしながら、音楽用CD等の企画の多様性の確保、流通の合理化へむけた改革・改善に、自主的に取り組んでいく考えです。

1998/4-2002現在 再販制度の当面の存置が決定

現行制度での弾力的な運用実施

99年12月、公取委は、各業界の再販制度の弾力的な取り組み状況と、公取委の対応・見解を公表しました。そのなかで音楽用CD等に関しては、再販期間短縮や非再販品発売の促進、価格設定の多様化などの促進が求められると指摘され、公取委は、流通などにおける弊害の監視に努め、その是正を継続的に図ることを表明しました。レコード協会会員各社は、自主的な取り組みをより強化し、こうした動きへの対応を図りました。また、同月規制改革についての提言が公表されました。

2000年には、公取委と関係業界との対話が実施され、公取委が同年12月から2001年1月にかけて実施した意見聴取においては、一般消費者の98.8%が著作物商品の再販制度存続を希望しているという意見が出されました。

こうした経緯を踏まえ、2001年3月、公取委は



インターネット廃盤セール告知画面 (02//10.31~11.13)

音楽ギフトカードこの10年

日本レコード普及株式会社



95年「フォーユーチケット」発売



02年「1万円チケット(500円券プレミアム付)」第5回発売

音楽ギフトカードは、日本で唯一の音楽・映像ソフト、楽器関連商品等が購入できる全国共通商品券です。額面は500円と1000円の2種類。さらにテレカサイズのコンパクトな「オーダーメイド音楽ギフトカード」も用意しています。全国のCDショップ、レコード店、主要楽器店など約7,000店での利用が可能で、音楽産業の需要拡大の役割を担います。発券枚数は毎年伸長を続け、百貨店、スーパー等新たな販路が開拓されています。

取扱加盟店数は創立時(87年)の2,200法人から01年には4,730法人に増加(215%)しています。同じく発券枚数(500円券換算)も、93年度の3,174千枚から、01年度には6,787千枚と増加しています。また、発券枚数シェア(500円券換算)は、93年度には個人需要が主体となるレコード店ルート87%、法人需要13%でしたが、01年度ではレコード店75%、法人25%と法人需要のシェアが増加しています。この主な要因は、「オーダーメイド音楽ギフトカード」がレコード産業界だけでなく、他業種の企業キャンペーンなどにご使用いただけたことがあげられます。



97年 ゴールドディスク大賞記念「アーティストカード」第1回発売

Decade History: 1992-2002

1992	新デザインコンペティション実施。従来よりもひと回り小さい紙幣サイズを採用
1993	宣伝展開としてテレビタイアップ開始
1994	累計実績100億円突破記念の高額セット券『1万円+500円券(プレミアム付)』を限定発売 (累計実績100億円突破の記念として4万セットを発売)
1995	ラッピングケース&メッセージカード付「音楽ギフトカード」『フォーユーチケット』5000円、 『バースデイチケット』3000円を発売
1996	法人ギフト市場向け『フリーデザインチケット』(500・1000円券)を発売開始
1997	企画商品「ゴールドディスク大賞記念『アーティストカード』」発売開始
1999	高額セット券『1万円+500円券(プレミアム付)』を限定発売(地域振興券交付にあわせて5万枚発売)
2000	全国楽器小売商組合連合会加盟店で「音楽ギフトカード」の取扱開始 高額セット券『1万円+500円券(プレミアム付)』を限定発売(毎年末の恒例行事として定例化)
2001	資本金を6千万円から1億円へ増資(懸案であった法律の認可基準に達成) 法人ギフトへの需要拡大に向け『ホワイトカード』発売開始
2002	『フリーデザインチケット』(同、『ホワイトカード』)の名称を『オーダーメイド音楽ギフトカード』と改訂 ホームページ(http://www.musicgiftcard.com)開設、取扱店検索等サービス開始

History of the Japanese Recording Industry

● 日本のレコード産業界の歴史

レコード協会関係

音楽・レコード産業界関係

- 1877 ▶ 12月 米トーマス・エジソン、錫箔円筒蓄音機の公開実験、フォノグラフ：phonographと命名
- 1878 ▶ 11月 英ユーイング、東京大学でフォノグラフ公開実験
- 1887 ▶ 9月 米ベルリーナ、ワックスを塗った平円盤レコードと蓄音機を発明、グラモフォンと命名特許、出願
- 1898 ▶ プールセン、磁気ワイヤー式の磁気録音機を発明
- 1899 ▶ 6月 東京・浅草に蝸管蓄音機店三光堂が立ち聞き店開店
- 1902 ▶ 9月 米ビクター、朝顔型ホーン付円盤蓄音機発売
- 1903 ▶ 11月 天賞堂、米コロムビアの平円盤発売
- 1904 ▶ 1月 三光堂、英グラモフォンの平円盤発売
- 1907 ▶ 10月 横浜のホーン商会、日米蓄音機製造(株)設立
国産初の円盤レコードと蓄音機の製造開始
- 1908 ▶ 4月 天賞堂、平円盤をレコードと改称
- 1909 ▶ 5月 日米蓄音機製造国産レコード(10インチ、片面平円盤)第1号「音譜」発売
9月 日米蓄音機製造国産レコード発売、6代目芳村伊十郎の長唄「娘道成寺・勸進帳・鞍馬山」等2種
- 1911 ▶ 10月 (株)日本蓄音機商会(現コロムビアミュージックエンタテイメント)設立
国産両面盤発売
- 1925 ▶ 4月 米コロムビアとビクター、電気吹き込みによるレコード発売
- 1927 ▶ 5月 日本ポリドール蓄音器商会設立
9月 日本ビクター蓄音機(株)設立
- 1928 ▶ 日米蓄音機製造(株)、日本初の電気吹き込みレコード発売
- 1930 ▶ 12月 大日本雄弁会講談社レコード部門(キングレコード)設立
- 1931 ▶ 9月 RCAビクター、33 1/3回転の長時間盤発売
- 1933 ▶ 11月 IFPI(国際レコード産業連盟)設立
- 1934 ▶ 2月 帝国蓄音機(株)設立

諸制度

5月 出版条例公布・施行

1869

1890

7月 ベルヌ条約公布

1899

7月 旧著作権法施行

8月 法律第60号公布、レコードの著作権確立

1920

1925

1926

8月 レコード検閲開始

1934

メディア関係その他

12月 東京横浜間で日本初の電話交換業務開通

9月 米ピッツバーグで最初のラジオ放送開始

3月 東京で日本初のラジオ放送開始

8月 日本放送協会 (NHK) 設立

レコード協会関係

4月 社団法人日本蓄音機レコード文化協会
(現日本レコード協会)設立

3月 日本蓄音機レコード文化協会、日本音盤協会に改称

4月 日本音盤協会、日本蓄音機レコード協会に改称

11月 日本蓄音機レコード協会「レコード製作基準」制定

5月 日本蓄音機レコード協会、「レコード製作基準
倫理委員会」設置

音楽・レコード産業界関係

1935

ドイツAEG、磁気テープ式の録音機(マグネトホン)
を発表

1942

3月 日本ポリドール蓄音器、大東亜蓄音器(株)と改称

8月 日本蓄音機商会、日蓄工業(株)と改称

1943

4月 日本ビクター、日本音響(株)と改称

1944

1945

12月 日本音響、日本ビクターに改称

1946

4月 日蓄工業、(株)日本コロムビアと改称

1948

6月 米コロムビア、LPレコード(30cm盤、33 1/3回転)
発売

1949

3月 米RCAビクター、EPレコード(17cm盤、45回転)
発売

1951

4月 日本コロムビア、国産初の洋盤LP発売

1952

1953

8月 日本コロムビア、国産初の邦盤LP発売

1954

3月 日本ビクター、国産初の洋盤EP発売

9月 日本コロムビア、国産初の邦盤EP発売

1955

米国でオープンリールテープのステレオ音楽テープ発売

LP用レジン(ディスク材料)の国産化に成功

諸制度

8月 レコード物品税20%、レコード定価1円65銭 1937

4月 レコード物品税15% 1938

12月 著作権二関スル仲介業務二関スル法律公布 1939

3月 内務省、カタカナ芸能人に改称指示 1940

4月 レコード物品税20%

4月 レコード物品税25%

12月 レコード物品税50% 1941

3月 レコード物品税80% 1943

2月 レコード物品税120% 1944

9月 レコード統制価格3円75銭 1945

2月 レコード統制価格10円 1946

9月 レコード物品税100%

11月 レコード統制価格17円

4月 レコード物品税80% 1947

5月 レコード統制価格35円

9月 レコード統制価格75円

7月 レコード物品税50% 1948

9月 レコード統制価格120円

10月 レコードの物価統制撤廃

1950 11月 NHK放送技術研究所、定時実験テレビ放送開始

1月 レコード物品税30%、童謡は課税禁止 1951

1月 レコード物品税20%

1952 8月 日本電信電話公社設立

9月 独占禁止法一部改正。新聞、書籍、雑誌、音楽用レコード等の著作物の再販(法定再販)と公取委の指定による指定再販が認められる 1953

2月 NHKテレビ本放送開始

8月 NTV本放送開始

メディア関係その他

レコード協会関係

7月 日本蓄音機レコード協会機関誌「THE RECORD」創刊

3月 IFPI日本支部となる

11月 日本蓄音機レコード協会、レコードの日を制定(11月3日)

11月 日本蓄音機レコード協会、第1回レコード祭開催(於：東京・千駄ヶ谷、東京体育館)

11月 日本蓄音機レコード協会、レコード寄贈開始

5月 日本蓄音機レコード協会、IFPIに加盟

4月 日本蓄音機レコード協会、日本レコード協会に改称

3月 二次使用料関係指定団体となる

音楽・レコード産業界関係

10月 ディスクレコードJIS制定

1956

1957

1958

8月 日本ビクター、国産ステレオLP、EP発表

10月 レコード各社JIS表示許可工場となる

12月 基準ディスクレコードJIS制定

全米レコード協会(RIAA)、45/45方式のステレオレコード規格を採用

1959

5月 第1回グラミー賞開催

12月 第1回日本レコード大賞開催

1961

2トラックと4トラックのフィデリパックのカートリッジ規格決定

1963

フィリップス社、コンパクト・カセットテープ発売
国産SPレコード(78回転盤)生産中止

1965

4月 日本ビクター、ステレオテープ発売

リアジェット社とRCAビクター社、8トラック・カートリッジテープ発売

1966

国産テープレコード発売開始

1967

5月 全国レコード卸同業会設立

1969

米国オーディオデータ社、マトリックス4チャンネル・システムを発表

1970

山水電気、4チャンネル・ステレオ方式「QSシステム」を発表

9月 日本ビクター、4チャンネル・ステレオ方式「CD-4」を発表

1971

CBS社、4チャンネル・ステレオ方式「SQ方式」を発表

諸制度

4月 万国著作権条約公布

1956

1957

1959

1960

4月 17cmレコード物品税10%

1962

4月 17cmレコード物品税13%

1964

1965

4月 レコード物品税15%、17cm以下は13%
(1968年3月31日まで)

1966

2月 ステレオ基準ディスクレコードJIS制定

1967

1968

1969

1月 新著作権法施行

10月 「万国著作権条約パリ改正条約」に日本国署名

1971

メディア関係その他

12月 NHK東京実験局からFM放送開始

3月 電電公社船舶電話サービス開始

9月 カラーテレビ本放送開始

10月 東京オリンピック開催

7月 ビートルズ来日

NHK放送技術研究所、デジタル録音機の試作機を完成

3月 NHK、FM本放送開始

7月 電電公社ポケットベルサービス開始

1月 難聴解消のため、東京ケーブルテレビジョン設立

6月 NHK放送技術研究所、ステレオ方式のデジタル録音機の試作機を完成

10月 NHK総合テレビ全面カラー化

レコード協会関係

3月 当協会、第1回日本ゴールドディスク大賞
開催(於：赤坂プリンスホテル)

音楽・レコード産業界関係

1972

2月 日本コロムビア、スタジオ録音用デジタル録音機を
完成

日本コロムビア、4チャンネル・ステレオ方式
「UD-4方式」を発表

1975

5月 ジャパンレコード配送(株)設立

1977

8月 レコード発明100年

1978

3月 日本レコードセンター設立

1980

6月 貸レコードの黎紅堂、東京三鷹に開店

1981

3月 タワーレコード、日本1号店東京・渋谷に出店

1982

10月 日本コロムビア、CBS・ソニー、エピック・ソニー
CDソフト発売

1983

3月 日本音楽著作権・著作隣接権団体協議会結成

1984

4月 日本レコードレンタル商業組合設立

9月 (株)ジャパン・ディストリビューション・システム
設立

1985

6月 日本レコードレンタル商業組合との“貸レコード
問題”合意成立

1987

3月 東芝EMI、シングルCD発売

9月 日本レコード普及(株)設立(レコード券
(現音楽ギフトカード)発券事業)

諸制度

- 1月 「文学及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約」に日本国署名
- 4月 「許諾を得ないレコードからの複製からのレコード製作者の保護に関する条約(レコード保護条約)」に日本国署名

- 4月 レコード物品税にミュージックテープ追加

- 10月 万国著作権条約パリ改正条約発効

- 10月 著作権法一部改正法施行(レコード保護条約締結に伴う改正)

- 10月 レコード保護条約発効

- 10月 公取委、レコードの再販制度廃止意向を表明

1972

1973

1975

1976

1977

1978

1979

1981

1982

1983

1984

1985

1986

1987

メディア関係その他

- 2月 浅間山荘事件

- 8月 電電公社、FAXサービス開始

- 4月 ソニー、ベータ方式のVTR発売

- 10月 日本ビクター、VHS方式のVTR発売

- インベーダーゲーム登場

- 9月 テレビ音声多重放送実用化実験開始

- 7月 ソニー、ウォークマン発売

- 12月 電電公社、自動車電話サービス開始

- テープレコード(カセット、カートリッジ)JIS制定

- 10月 バイオニア、LD発売

- 12月 NHK、音声多重放送本放送開始

- 12月 カード式公衆電話登場

- 3月 日本ビクター、VHD発売

- 4月 東京ディズニーランドオープン

- 7月 ファミリーコンピュータ発売

- 10月 NHK、文字多重実用化試験放送開始

- 5月 NHK、世界初の直接衛星放送開始

- 12月 民間初の衛星放送局日本衛星放送(WOWWOW)設立

- テストレコードJIS制定

- 4月 電電改革三法施行、通信自由化、日本電信電話(株)(NTT)設立

- 11月 文字多重放送開始

- 12月 文字多重放送本放送開始

- 1月 8ミリビデオ発売

- 7月 NHK、衛星放送試験放送開始

- 3月 DAT(デジタル・オーディオ・テープレコーダー)発売

- 4月 日本ビクター、S-VHS方式のVTR発売

レコード協会関係

3月 当協会、ゴールドアルバム等
認定作品公表開始

4月 当協会創立50周年
11月 第1回廃盤セール開催

4月 当協会、Q盤キャンペーン開始

9月 当協会、銀座へ移転（現住所）

3月 当協会ホームページ開設

音楽・レコード産業界関係

1988 2月 加盟6社、8cmCD発売

1989

1990

9月 ヴァージン・メガストア、日本1号店を東京・新宿に出店

11月 HMV、日本1号店を東京渋谷に出店

11月 “貸レ問題”最終合意

1991

1月 松任谷由実「天国のドア」邦盤アルバム初の2ミリオン獲得

3月 小田和正「OH!Yeah!/ラブ・ストーリーは突然に」邦盤シングル初の2ミリオン獲得

CDへのISRC（国際標準レコーディングコード）記録開始

1992

9月 日本レコード商業組合設立

10月 セブンイレブン、CD発売開始

1993

2月 DREAMS COME TRUE邦盤アルバム「The Swinging Star」初の3ミリオン獲得

3月 社団法人私的録音補償金管理協会（SARAH）設立

4月 財団法人音楽産業・文化振興財団設立

1994

12月 関係6団体、CD-R問題対策会議発足

12月 「ボディガード オリジナルサウンドトラック」洋盤アルバム初の2ミリオン獲得

1995

11月 当協会を含む音楽関係10団体による音楽文化懇談会発足

1996

6月 globe邦盤アルバム「globe」初の4ミリオン獲得

1997

5月 関係10団体、カラオケ教室不法録音物対策委員会設立

諸制度

11月 著作権法一部改正法施行
(著作隣接権の保護期間、海賊版関係)

1988

4月 51年続いた物品税廃止、3%消費税導入

10月 著作権法一部改正法施行(実演家等保護条約締結に伴う改正)

1989

10月 実演家等保護条約発効

1990

1月 著作権法一部改正法施行(レコードの保護強化等)

4月 公取委「再販適用除外の見直しについて」公表
音楽用CDは立法措置でその取り扱いが明確に
されるまでの間、レコードに準じる旨発表

1992

11月 発売後一定期間を経過した商品への時限再販制度導入

6月 著作権法一部改正法施行(私的録音録画に関する
補償金制度の導入)

1993

11月 音楽文化の振興のための学習環境の
整備等に関する法律公布・施行

1994

1月 世界貿易機関設立協定発効

3月 政府、閣議で、規制緩和推進計画において1998年
までに指定再販の全廃と独禁法上の著作物の範囲
の明確化を図ることを決定

1995

1月 著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う
著作権法の特例に関する法律の一部改正法
(WTO協定締結に伴う改正)施行

1996

3月 著作権法一部改正法施行(著作隣接権の保護強化等)

4月 消費税5%に

1997

メディア関係その他

ソニー、EDベータ方式のVTR発売

NTT、INS64サービス開始

4月 ゲームボーイ発売

6月 NHK、衛星放送本放送開始

11月 スーパーファミコン発売

4月 CSテレビ本放送開始

7月 NTT移動通信網(株)(NTTドコモ)設立

11月 MD、DCC発売

3月 デジタル携帯・自動車電話サービス開始

11月 10/1を国際音楽の日に制定

12月 プレイステーション発売

7月 PHSサービス開始

11月 Windows95発売

10月 CSデジタル放送、パーフェクトTV放送開始

11月 国内初のDVDビデオソフト発売

レコード協会関係

- 7月 当協会機関誌“THE RECORD”が創刊500号を達成
- 3月 複製制御(コピーコントロール)CD表示運用基準を制定
- 4月 当協会創立60周年
- 9月 「Respect Our Music」キャンペーン開始

音楽・レコード産業界関係

- 1998
 - 6月 B'z「B'z The Best “Pleasure”」邦盤アルバム初の5ミリオン獲得
 - 12月 マライア・キャリー「The Ones」洋盤アルバム初の3ミリオン獲得
- 1999
 - 1月 関係3団体、音楽情報ネットワーク協議会(MINC)設立
 - 2月 SDMI結成
 - 3月 速水けんたろう、茂森あゆみ他「だんご3兄弟」邦盤シングル初の3ミリオン獲得
 - 3月 私的録画補償金管理協会設立
 - 5月 ソニー・ミュージックエンタテインメント、初のSACDソフト発売
 - 9月 宇多田ヒカル「First Love」邦盤アルバム初の8ミリオン獲得
 - 12月 ソニー・ミュージックエンタテインメント、レコード会社初の音楽配信サイト「bitmusic」開始
- 2000
 - 4月 パイオニア、初の洋盤DVDオーディオソフト発売
 - 6月 (株)ジャパンミュージックデータ設立
- 2001
 - 3月 日本コロムビア、初の邦盤DVDオーディオソフト発売
 - 4月 関係8団体、不法録音物対策委員会設立
- 2002
 - 3月 エイベックス、国内初のコピーコントロールCDを発売
 - 3月 ファイル交換ソフト利用の著作権等侵害で初の刑事処分
 - 4月 日本エム・エム・オー社に対し差止命令(ファイル交換サービス関連)
 - 5月 東芝EMI、コピーコントロール技術を採用した日本ゴールドディスク大賞コンピレーションアルバム“THE JAPAN GOLD DISC AWARD 2002”を発売

諸制度

- 1月 著作権法一部改正法施行(実演家、レコード製作者に対するインタラクティブ送信に係わる権利の強化等)
- 3月 公取委「著作物再販制度の取り扱いについて」公表
再販問題は継続協議に

1998

- 7月 著作権法施行100年

1999

- 1月 著作権法一部改正法施行(譲渡権の新設等)
- 10月 著作権管理業務法施行

2000

- 3月 公取委「著作物再販制度の取り扱いについて」公表
再販制度は当面存置に
- 12月 文化芸術振興基本法案施行

2001

- 5月 「プロバイダ責任制限法」施行
- 6月 著作権法一部改正法施行
(放送番組、有線放送番組、実演家人格権関係)
- 11月 知的財産基本法成立

2002

メディア関係その他

- 2月 iモード開始

- 3月 プレイステーション2発売
- 12月 BSデジタル放送開始

- 9月 アメリカ同時多発テロ事件

- 6月 2002FIFAワールドカップ Korea Japan開催

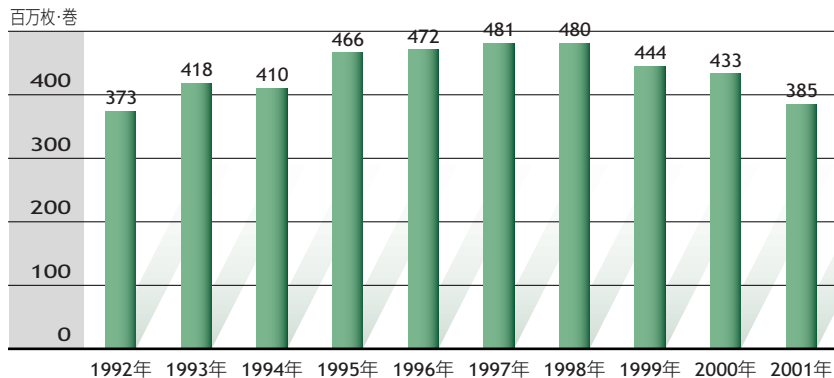
Overview of the Japanese Recording Industry

● 数字で見るレコード産業界

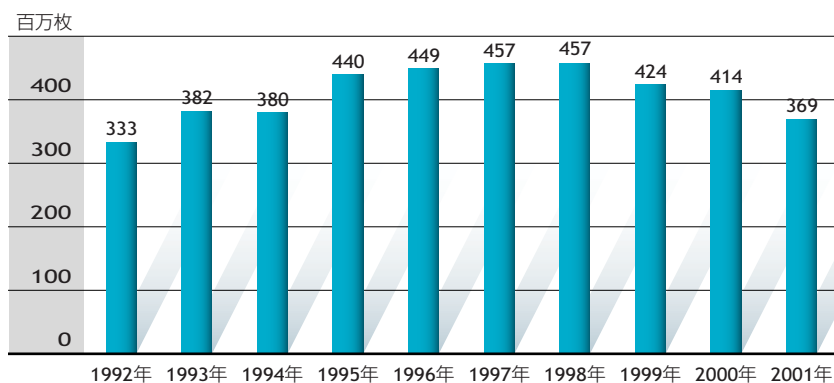
社団法人 日本レコード協会加盟社による統計

オーディオレコードの生産数量

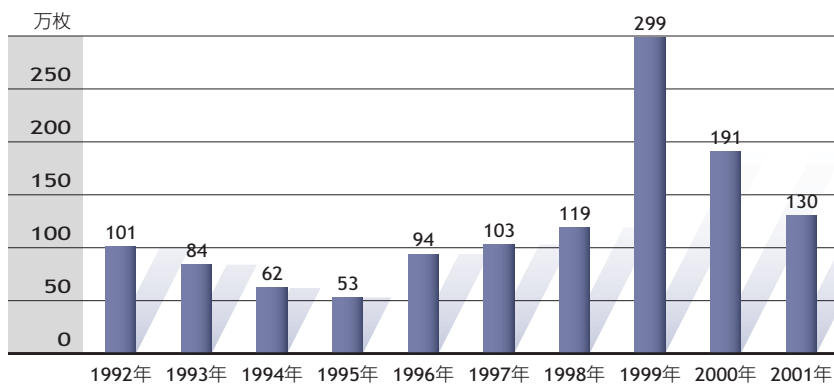
◆オーディオレコード総生産数量



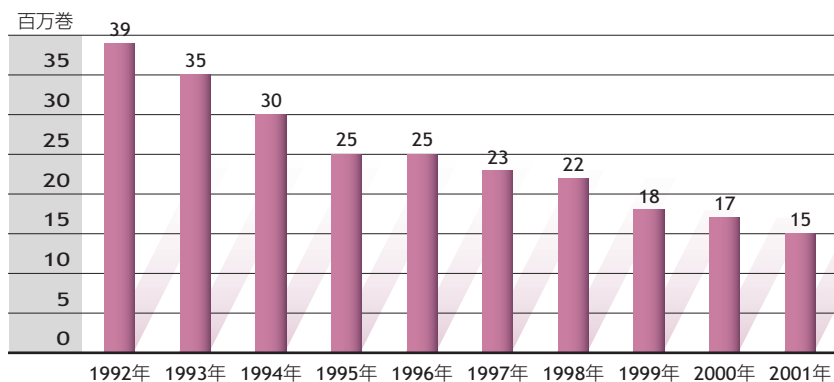
◆CD生産数量



◆アナログディスク生産数量

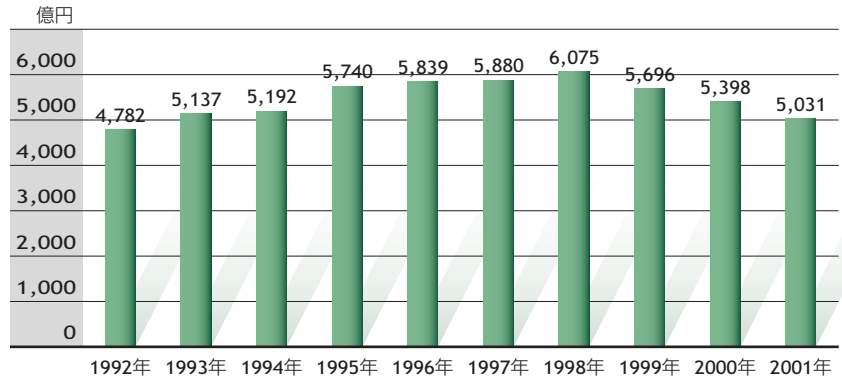


◆カセットテープ生産数量

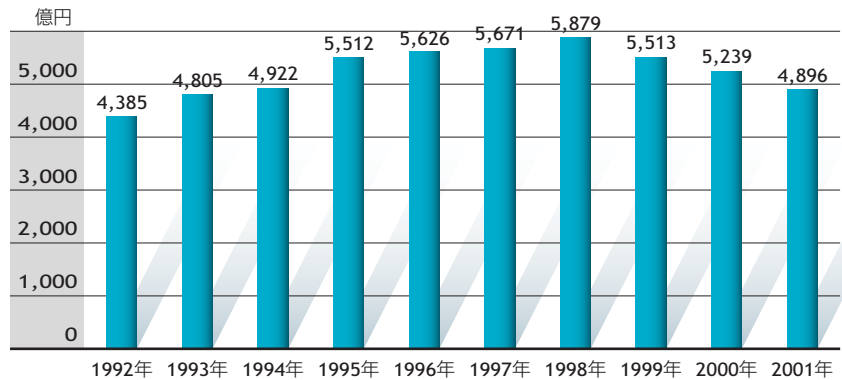


オーディオレコードの生産金額

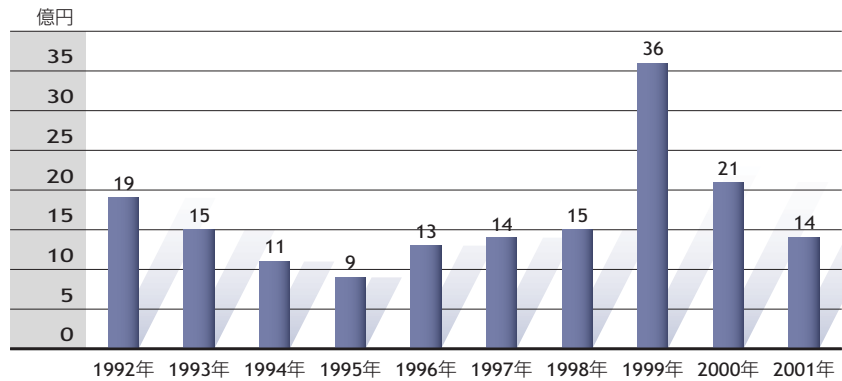
◆オーディオレコード総生産金額



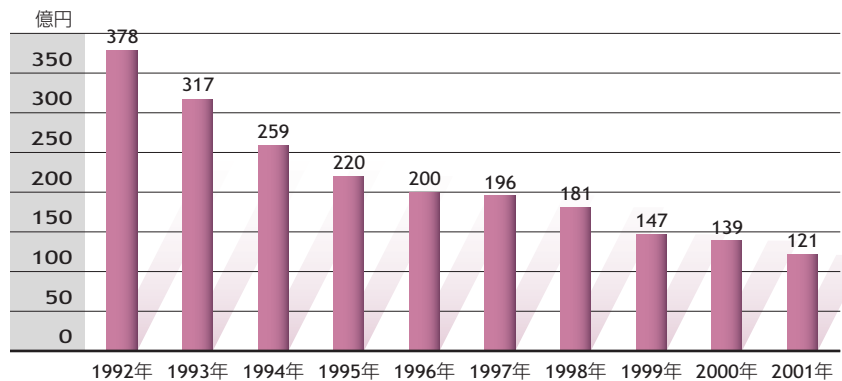
◆CD生産金額



◆アナログディスク生産金額



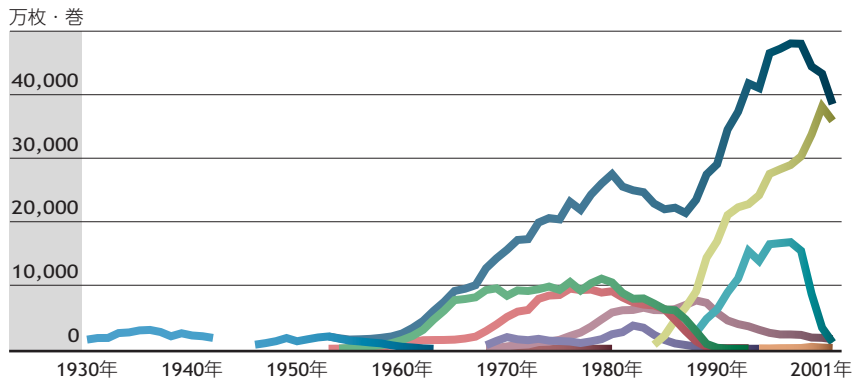
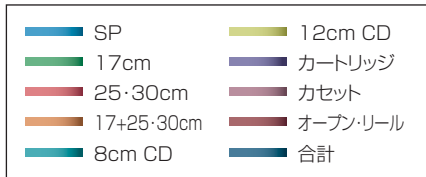
◆カセットテープ生産金額



オーディオレコードの暦年生産状況

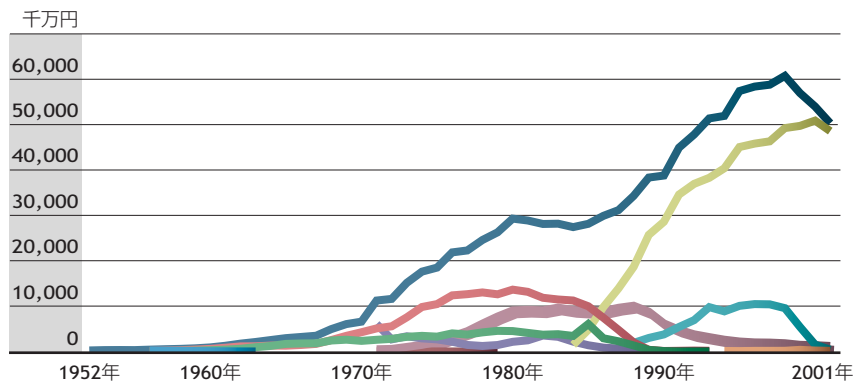
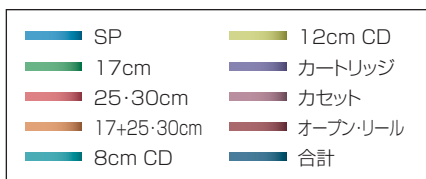
◆オーディオレコード種類別 生産数量の推移

備考：アナログディスクは94年から17cmと25・30cmの区分を廃止。

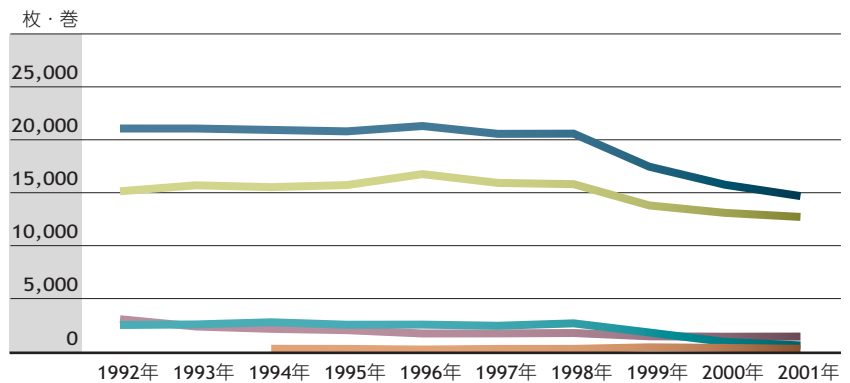
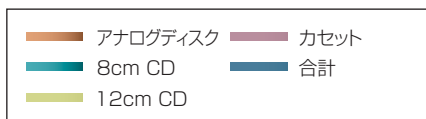


◆オーディオレコード種類別 生産金額の推移

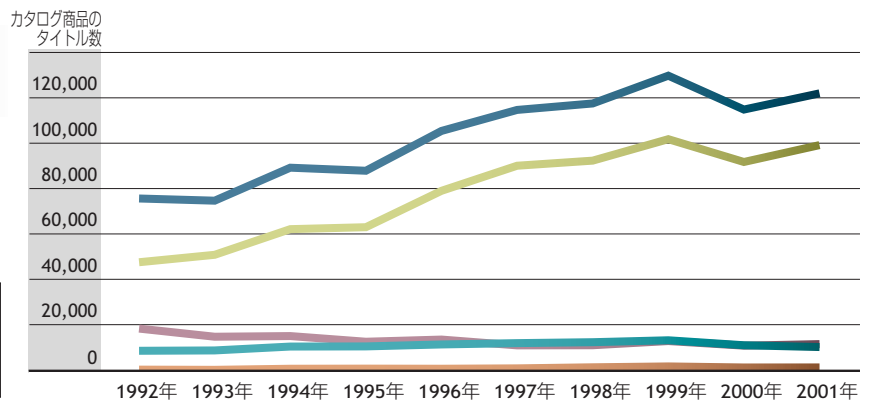
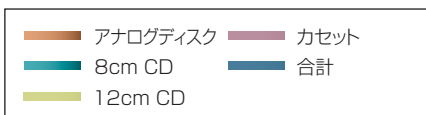
備考：
1.アナログディスクは94年から17cmと25・30cmの区分を廃止。
2.1969年から税込生産者販売価格、89年からは消費税抜価格。



◆オーディオレコード種類別 新譜数の推移



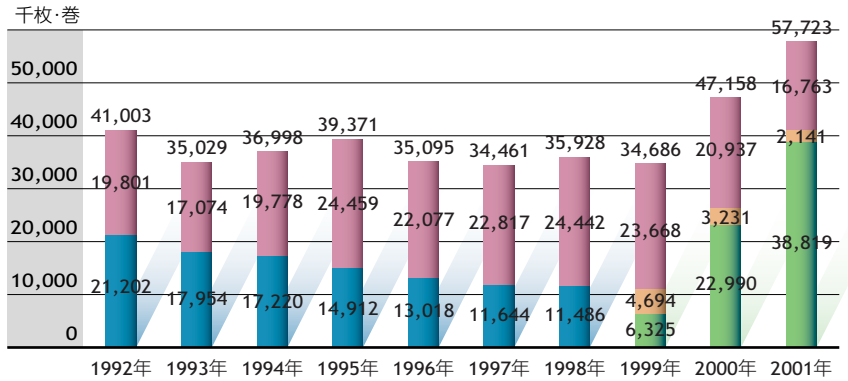
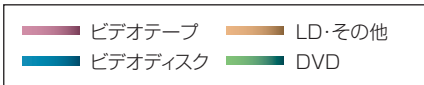
◆オーディオレコード種類別 カタログ数の推移



ビデオレコード総生産状況

◆ビデオレコード総生産数量

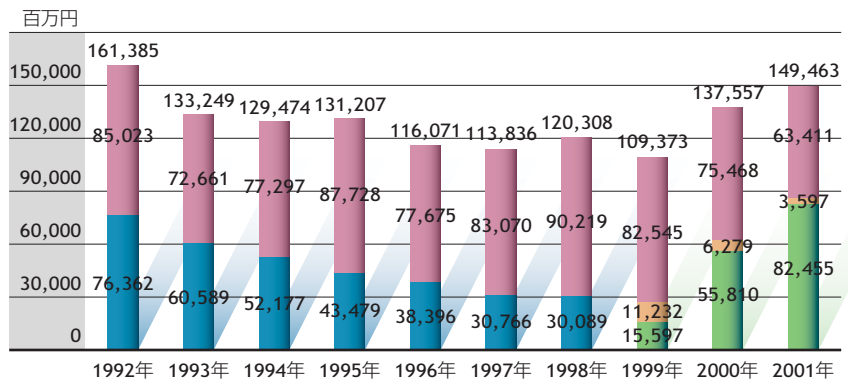
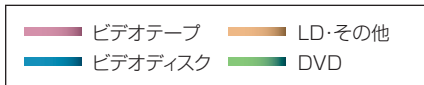
備考：数値は四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合があります。



1999年よりビデオディスクをLD・その他、DVDにカテゴリーを分けました。

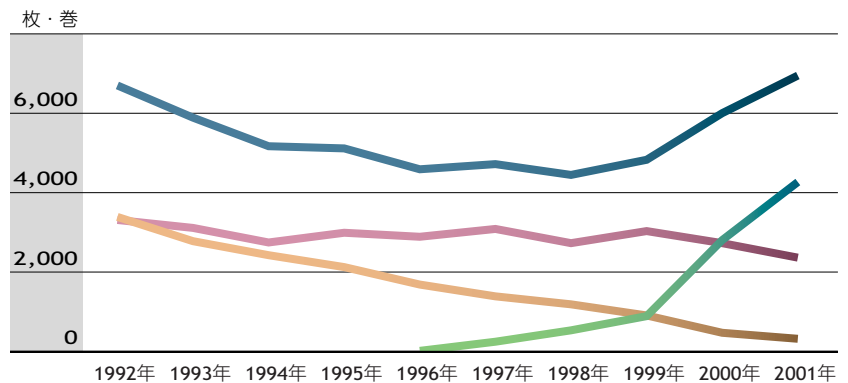
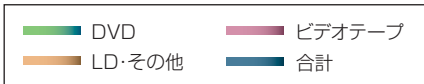
◆ビデオレコード総生産金額

備考：数値は四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合があります。

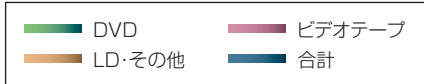


1999年よりビデオディスクをLD・その他、DVDにカテゴリーを分けました。

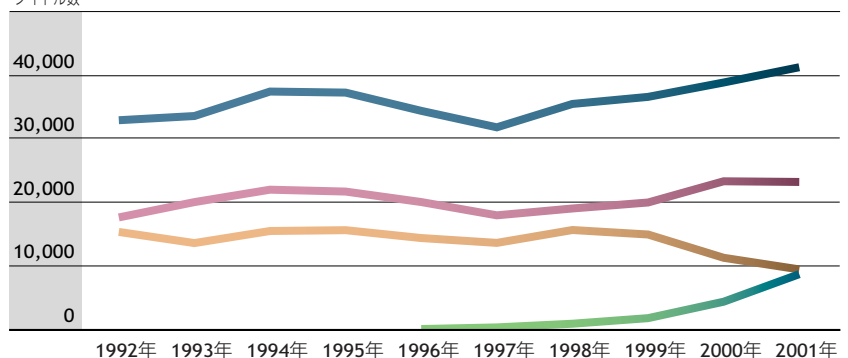
◆ビデオレコード種類別 新譜数の推移



◆ビデオレコード種類別 カタログ数の推移



カタログ商品の
タイトル数

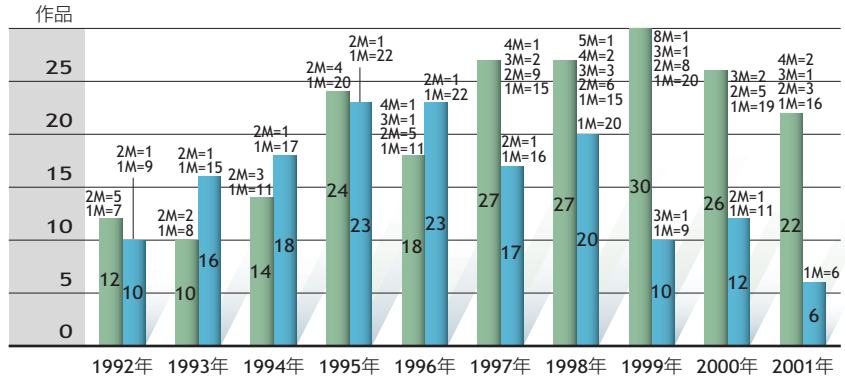


その他関連資料

◆ミリオンセラー作品数の推移

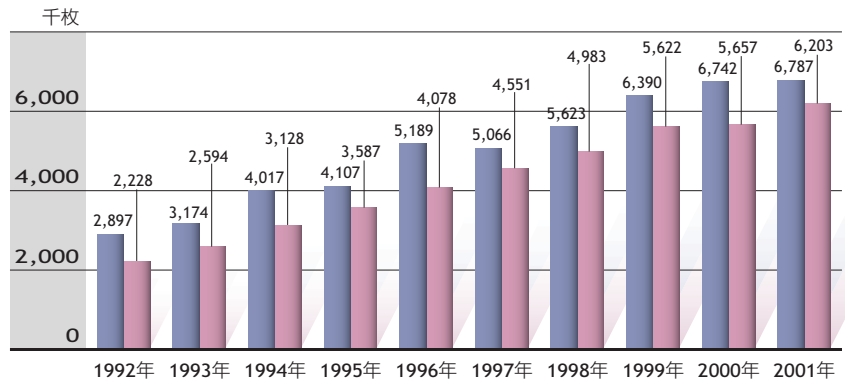
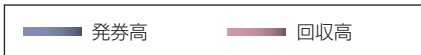
1M=1ミリオン 4M=4ミリオン
2M=2ミリオン 5M=5ミリオン
3M=3ミリオン 8M=8ミリオン

備考：対象期間は1998年までは1月21日～翌1月20日、1999年は1月21日～翌1月31日、2000年以降は2月1日～翌1月31日。



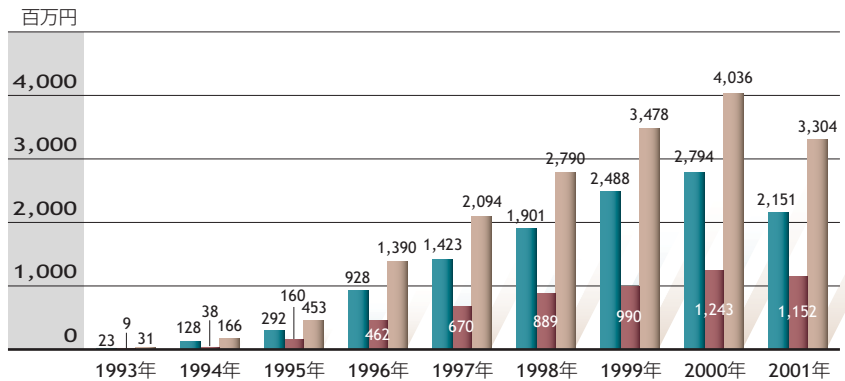
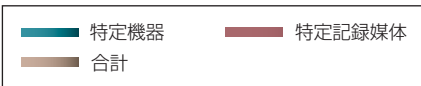
◆音楽ギフトカード 発券高・回収高の推移

備考：日本レコード普及株式会社資料による。
枚数は500円券換算。



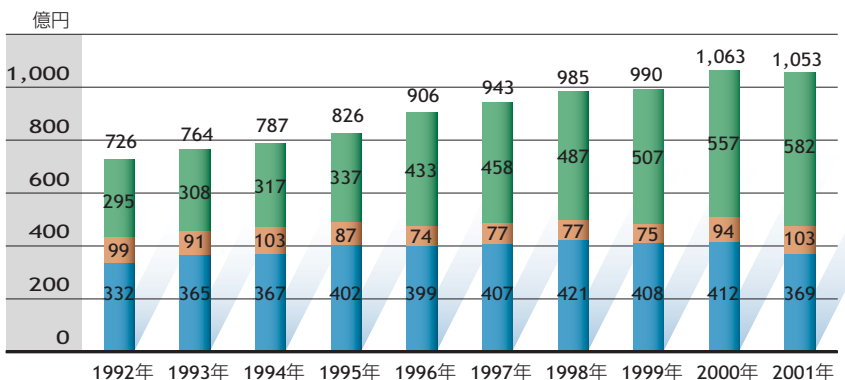
◆私的録音補償金受領額の推移

備考：
1. 社団法人私的録音補償金管理協会（SARAH）資料による。
2. 算出方法：特定機器（DAT, MD, DCC, CD-R, CD-RW）はカタログに表示された標準価格の65%相当額の2%（上限1,000円）、特定記録媒体はカタログに表示された標準価格の60%の相当額の3%。
3. 補償金額はSARAHの受領額。



◆日本の音楽著作権使用料 日本音楽著作権協会使用料徴収額の推移

備考：
1. 社団法人日本音楽著作権協会資料による。
2. 数値は四捨五入により内訳と合計が一致しない場合がある。

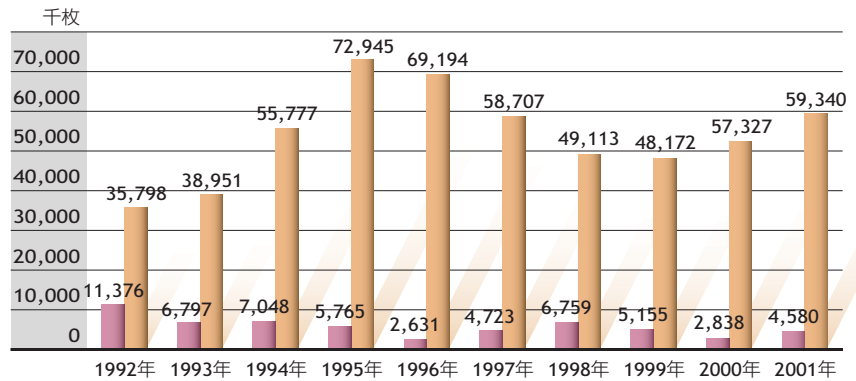


その他関連資料

◆オーディオディスクの輸出入状況 コンパクトディスク輸出入枚数の推移 (通関実績)

備考：

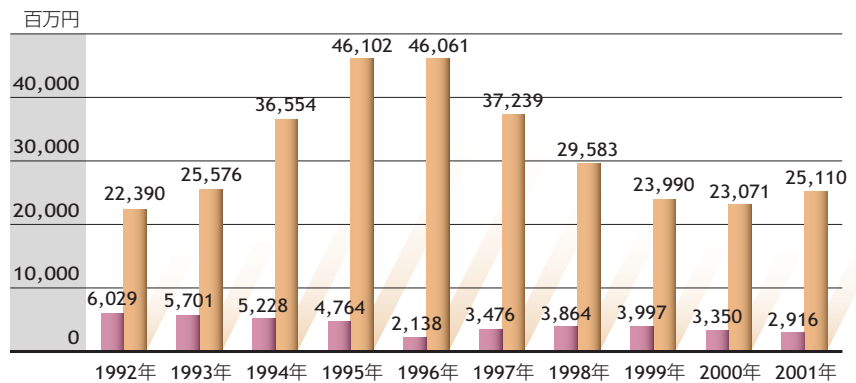
- 1.財務省関税局日本貿易統計による。
- 2.輸出入実績は、委託加工品（OEM）を含む。



◆オーディオディスクの輸出入状況 コンパクトディスク輸出入金額の推移 (通関実績)

備考：

- 1.財務省関税局日本貿易統計による。
- 2.輸出入実績は、委託加工品（OEM）を含む。



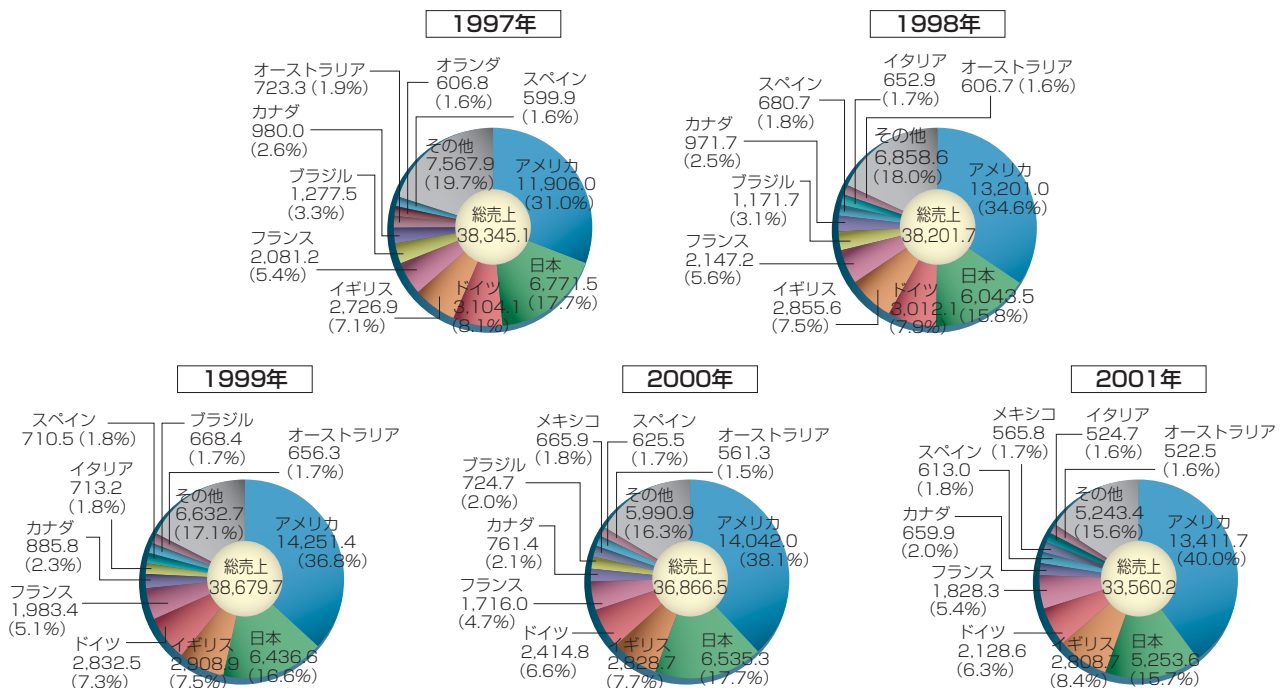
◆世界市場における主要各国の 推定レコード売上の推移

単位：100万米ドル

※()の%数字は売上シェア

備考：1. IFPI（国際レコード産業連盟）資料による。

2. 米ドル換算レートはIFPI発表により各年変わっている。



日本ゴールドディスク大賞 歴代グランプリ/アーティスト・オブ・ザ・イヤー受賞者一覧

第1回 (1987年)

中森明菜

(ワーナー・パイオニア)



マドンナ

(ワーナー・パイオニア)



第5回 (1991年)

松任谷由実

(東芝EMI)

A : 2,028,911枚



マドンナ

(ワーナー・パイオニア)

S : 84,264枚

A : 756,094枚



第2回 (1988年)

レベッカ

(CBS・ソニーグループ)

S : 359,862枚

A : 1,235,010枚



ザ・ビートルズ

(東芝EMI)

A : 955,274枚



第6回 (1992年)

CHAGE & ASKA

(ポニーキャニオン)

S : 3,918,213枚

A : 2,164,541枚



ガンズ・アンド・ローゼズ

(MCAビクター/ビクター音楽産業)

S : 93,129枚

A : 579,175枚



第3回 (1989年)

BOØWY

(東芝EMI、ビクター音楽産業、徳間ジャパン)

S : 164,907枚

A : 1,884,783枚



ボン・ジョヴィ

(日本フォノグラム)

S : 35,427枚

A : 396,399枚



第7回 (1993年)

CHAGE & ASKA

(ポニーキャニオン)

S : 2,184,153枚

A : 4,096,664枚



マドンナ

(ワーナーミュージック・ジャパン)

S : 79,273枚

A : 310,415枚



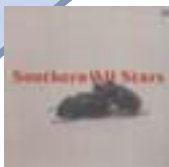
第4回 (1990年)

サザンオールスターズ

(ビクター音楽産業)

S : 604,040枚

A : 1,812,226枚



マドンナ

(ワーナー・パイオニア)

S : 73,946枚

A : 567,744枚



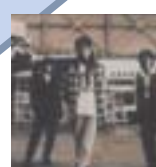
第8回 (1994年)

WANDS

(ポリドール、東芝EMI)

S : 4,112,008枚

A : 3,187,564枚



ザ・ビートルズ

(東芝EMI)

A : 504,725 (セット)



日本ゴールドディスク大賞 歴代グランプリ/アーティスト・オブ・ザ・イヤー受賞者一覧

第9回 (1995年)

trf

(日本クラウン)

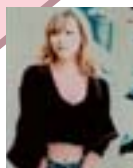
S : 3,563,653枚
A : 3,894,343枚



マライア・キャリー

(ソニー・ミュージックエンタテインメント)

S : 1,119,572枚
A : 2,001,256枚



第13回 (1999年)

B'z

(ルームスレコーズ)



セリーヌ・ディオン

(ソニー・ミュージックエンタテインメント)



第10回 (1996年)

trf

(エイベックス・ディー・ディー)

S : 3,784,314枚
A : 5,226,476枚



マライア・キャリー

(ソニー・ミュージックエンタテインメント)

S : 197,599枚
A : 1,648,543枚



第14回 (2000年)

宇多田ヒカル

(東芝EMI)

S : 4,265,643枚
A : 8,538,465枚



セリーヌ・ディオン

(ソニー・ミュージックエンタテインメント)

S : 8,650枚
A : 1,849,020枚



第11回 (1997年)

安室奈美恵

(エイベックス・ディー・ディー/東芝EMI)

S : 4,677,779枚
A : 4,255,354枚



ミー・アンド・マイ

(東芝EMI)

S : 64,663枚
A : 1,288,953枚

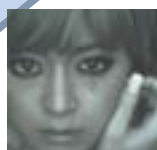


第15回 (2001年)

浜崎あゆみ

(エイベックス)

S : 6,311,951枚
A : 5,099,637枚



ザ・ビートルズ

(東芝EMI)

A : 2,465,493枚



第12回 (1998年)

GLAY

(PLATINUM RECORDS/
ポリドール)



セリーヌ・ディオン

(ソニー・ミュージックエンタテインメント)



第16回 (2002年)

浜崎あゆみ

(エイベックス)

S : 3,859,503枚
A : 9,519,158枚



BACKSTREET BOYS

(ゾンバ・レコーズ・ジャパン)

S : 21,033枚
A : 1,191,062枚



日本レコード協会60周年記念誌
～激動と挑戦の10年～

発行日 2002年12月20日

発行 社団法人 日本レコード協会

〒104-0061 東京都中央区銀座7-16-3日鐵木挽ビル2F

TEL 03-3541-4411 (代) FAX 03-3541-4460

